

国土づくりと研修

128
2011

●特集●

新しい公共 が切り拓く地域づくり



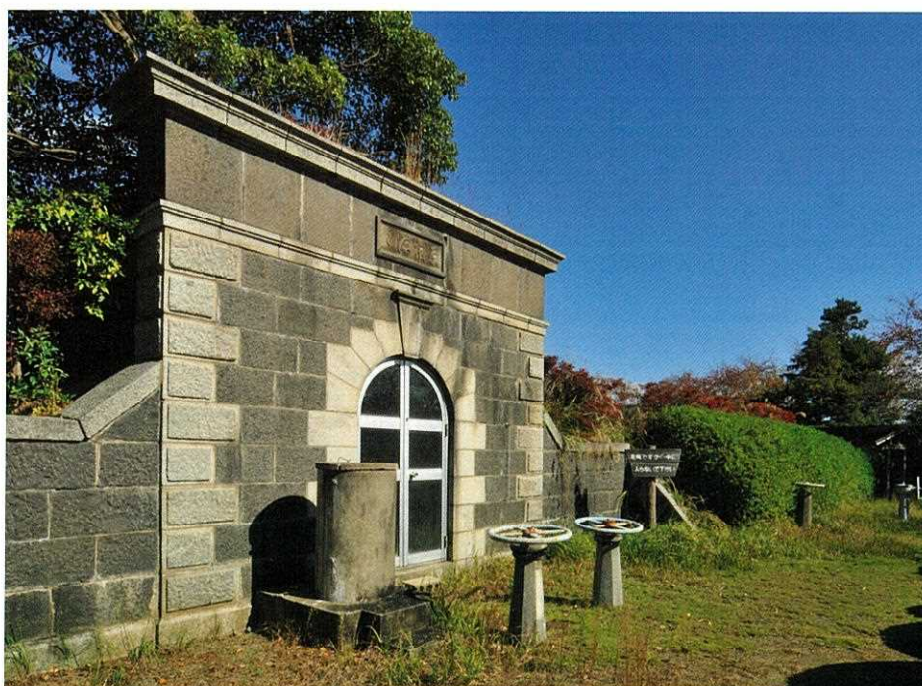
三島源兵衛川

三島駅前α繁華園外浜池に湧き出る富士山の伏流水は
南へ流れ、温水池まで1.5kmの途程にあるせせきがせき流く。
高度成長時代に極度に悪化した川の環境を
市民が提唱した運動により、おとに甦らせた。
川上や岸辺を縫うようにして遊歩道が続き、市民が楽しめる美しい水辺空間となっている。



フォト
シリーズ 近代水道施設 ⑨

松江の水道施設 (島根県松江市)



明治政府のお雇い英国人技師バルトンの調査によって忌部川を源流とする水道が計画され、大正7年(1918)に千本貯水池堰堤(写真上)が完成した。山陰で初めてのコンクリート水源地堰堤である。その下流の忌部浄水場では同時期の濾過池が現役で活躍している。街なかでは引退した床几山配水場(写真左)が保存され、時期限定で一般開放されている。これらの一連施設は、松江の水道史を語る創設時のものとして、平成20年に国の登録文化財となっている。(写真と文・小野吉彦)

特集

新しい公共 が切り拓く地域づくり

- 4 巻頭言
協働が紡ぐ地域の元気、まちの魅力
昌子住江
- 6 対談
「新しい公共」の台頭とこれからの地域づくり
田中重好×檜 貢
- 12 視 点
「新しい公共」の形成と自治体の役割
松下啓一
- 16 「新しい公共」による地域づくりと
NPOに期待される役割
山岸秀雄
- 20 社会資本整備における「新しい公共」
としての民間非営利団体との連携
森山誠二
- 24 事 例
一石何十鳥もの効果を生む新しい公共事業
市民型公共事業・霞ヶ浦アサザプロジェクト 飯島 博
- 26 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業
赤谷小学校区連携協議会の取り組み 小木繁樹



アサザプロジェクトによる水源地保全事業
NPO法人アサザ基金=提供

- 36 地方新時代の針路
城下町金沢の創造都市づくり 宮本南吉
- 38 日本の原風景 活きつづける農業土木遺産
江畑溜池堰堤 山口県山口市阿知須 後藤 治・二村 悟/小野吉彦
- 28 教育現場を訪ねて
住みやすい地域創生のための人づくり
おうみ未来塾が実践する「地域プロデューサー」養成講座
- 32 地質リスクマネジメントの必要性と地質リスク学会の活動
佐橋義仁
- 34 OPEN SPACE
暮らしと安全を支える地域建設業～口腔疫に立ち向かった宮崎県の建設業従事者～
- 42 センター通信/「建設研修」
まちづくりセミナー
- 54 ほん
『技術公務員の役割と責務』 / 『はじめてのエコまちづくり』 /
『地質リスクマネジメント入門』 / 『橋があぶない』
- 44 業務案内
「技術検定試験」 / 「建設研修」 / 「監理技術者講習」 / 「1日(サテライト)講習」 /
「出張講習」 / 「刊行図書」 / 「札幌理工学院」



第三海堡構造物一般公開の様子（黄緑色のジャンパーがガイドボランティアです）

協働が紡ぐ地域の元気、まちの魅力

昌子 住江

地域まちづくりにかかわる

NPO法人アクシオンおっぱまは二〇〇九年二月に神奈川県から認可を受けた、比較的新しいNPO法人です。横須賀市追浜の地域まちづくりを指す団体で、活動の柱の一つに「地域の歴史遺産をまちづくりに活かす」があります。

追浜は、かつて海軍航空隊、海軍航空技術廠のあったところで、いまでも要塞や地下壕の跡が残っています。地域の歴史をひもとけば、約一万年前の縄文の遺跡、夏島貝塚や近代では明治憲法起草の地の碑（伊藤博文の別邸があった）など、さまざまな遺産があります。ただし、こうした遺産が海側の工場地帯の中に多く、まちの中心から離れていることもあり、一般市民の認知度は高くありませんでした。

私は、隣接地の横浜市金沢区にある関東学院大学工学部社会環境システム学科の教員をしていました。学生を地域に出して、現場で考える授業をしたということから、二〇〇三年度より追浜地区をフィールドに、大学、市民、行政、地元企業等と一緒に、地域まちづくりを考える活動に関わり始めました。

東京湾第三海堡にであう

こうした歴史遺産のなかに、東京湾



しょうじ・すみえ

NPO法人アクションおっぱま理事長、神奈川大学大学院非常勤講師、元関東学院大学教授、工学博士（専門：都市計画、土木史）

都市計画コンサルタントを経て、1998～2007年度まで関東学院大学工学部社会環境システム学科（旧土木工学科）教授。現在は横須賀市追浜地区を中心に地域まちづくりに関わる。横浜市都市計画審議会委員、神奈川県収用委員会委員等を歴任。（社）土木学会出版文化賞選考委員会委員長。主な著書は『ネオバロックの灯 四谷見附橋物語』（技報堂出版）、『新聞に見る社会資本整備の歴史の変遷』（日本経済評論社）など。

第三海堡の構造物がありました。明治政府は、帝都東京を護るため、東京湾上に砲台設置のための人工島（海堡）を設けました。第一海堡、第二海堡に続いて建設された第三海堡は、一八九二（明治二五）年に着工、竣工したのは一九二一（大正一〇）年でした。第三海堡が三〇年近い大工事となったのは、海底三九mに築かれた人工島で、当時世界的に見ても他に例を見ないほどの深さだったからです。当時、米国陸軍から技術照会があり、その回答が米国立公文書館に残っているほど、世界的にも注目された事業でした。

ところが、一九二三（大正十二）年に起きた関東大震災のため、施設の三分の一が水没して海堡の機能が失われてしまいました。その後波浪による崩壊が進み、また海上交通の頻繁な浦賀水道航路に接しているため、航行への障害が問題になりました。二〇〇〇年から、航行安全のため第三海堡の撤去工事が行われ、その際引き揚げられたコンクリート構造物が、追浜地区内にある民間企業の用地におかれ、公開・展示されていたのです。

第三海堡の構造物がなくなる!?

第三海堡の展示について、地元で知

る人は多くありませんでした。ただ実物を見て話を聞けば、「ダイサンカイハウって何ですか?」と言っていた方々も、これは追浜に残したいとなり、特に埋立工事に地元の鷹取石が使われたということもあって、決して関心は低くありませんでした。それではもう少し見学しやすく、当時の管理者である国土交通省関東地方整備局東京湾口航路事務所と協議していたところ、二〇〇七年のある日、「実はそれぞれこるではないんです」との話です。聞いてみると、撤去工事が終了すると民間企業の用地を借りることができなくなるそうで、「移設場所が見つからなければ、廃棄もやむをえません」とのことでした。これは大変ということ、以後多くの住民・関係者のご尽力をいただき紆余曲折を経て、二〇一〇年十一月、第三海堡の構造物は横須賀市の夏島都市緑地に移設され、この地で保存・公開されることとなりました。

市民の力で守られた構造物を市民の手で活用!

追浜地区の住民の中から第三海堡構造物保存の声があがったのは、地域に誇れるものがほしいという気持ちが強かったからでしょう。横須賀市といえ

ば、ドブ板通りなどで知られる横須賀中央に目がいつてしまい、追浜は横浜市ですかと間違われ（横須賀市の一番北で横浜市境にあります）、第一ちゃんと地名を読んでもらえないなどのコンプレックスがありました。ここは何もありません、という方もいましたが、最近では地域の歴史をたどる活動も盛んになり、「歴史遺産をまちづくりに活かす」に共鳴する人も増えていきます。

第三海堡の構造物を追浜に残すにあたり、横須賀市からは、財政難の折から活用や日常的な維持管理は地元の手でと言われており、NPO法人アクションおっぱまを中心とする体制をつくることになっています。NPO法人の活動拠点「こみゆに亭カフェ」は、商店街の空き店舗で醸造する市民手づくりのワイン「横須賀おっぱまワイン」で知られ、独自の資金源で運営しています。まちに必要なことは、自分たちの力を結集し、自分たちで工夫するという地域であり、まだ「新しい公共」という言葉は浸透していかないもの、その気概はあります。第三海堡構造物の活用では、まだまだこれからが大変ですが、これを機に歴史遺産を活かしたまちづくりが進むことと思います。

「新しい公共」の台頭と これからの地域づくり



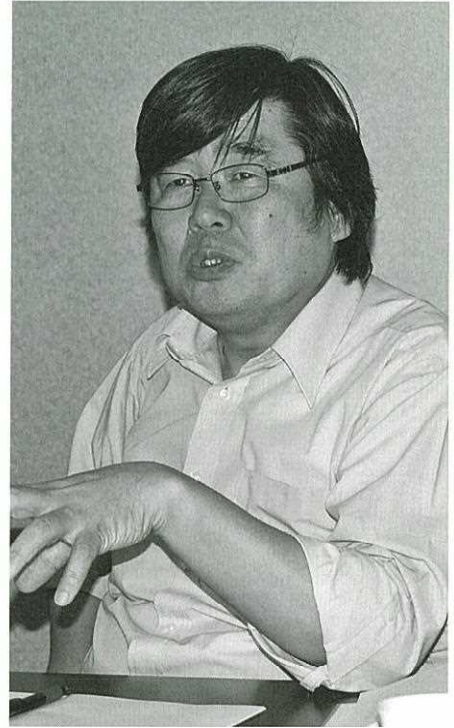
ひまき・みつぐ

弘前大学大学院
地域社会研究科教授
49年長崎県生まれ。専門は地域政策論。
著書に『近隣自治における「コミュニティ支援機能」の研究』『市民的地域社会の展開』『地域再生のヒント』など。

対 談

檜 貢

田中 重好



たなか・しげよし

名古屋大学大学院
環境学研究科教授
51年神奈川県生まれ。専門は地域社会学、災害社会学。著書に『共同性の地域社会学』『自然災害と復興支援』『地域から生まれる公共性』など。

新しい公共の背後にあるもの

檜 一昨年の政権交代を機に、鳩山首相が「新しい公共」を言い出し、円卓会議が設置され議論が続けられています。政権交代後の動きがあまりよくないというのもある、首相交替後から「新しい公共」の動きがほとんど見えなくなったというのが実情です。どうも、ここでの「新しい公共」は雲をつかむような感じもしています。新たな社会形成のエンジンみたいな要素もあるし、草の根の地域づくりを取りまとめる入れ物のイメージのような感じでとらえています。そこで、この対談では「新しい公共」とは何なのか、いままぜ「新しい公共」が求められているのか、そのあたりから議論のための相互のイメージ合わせをおきたい。

田中 「新しい公共」というのは、鳩山さんが言っているだけではなく、もう少し早くから言われていたことですね。基本的には「官から民へ」「中央から地方へ」という構造改革の流れの中で出てきた言葉で、すでに「国民生活白書」などにも取り上げられていました。「新しい公共」という視点が出てきた背景には、早稲田大学の寄本勝美さんが「民間の公共性」という言い方をしていますが、この言葉が象徴するように、国や政府が公共性を決めるあるいは定義することができなくなったということがあります。わかりやすい例で言うと、「公共事業の公共性を

問う」という動きです。例えば長良川の河口堰という公共事業に果たして公共性があるのか、あるいは整備新幹線や大阪の空港に公共性があるのか。それで政権がひっくり返ったときに、ダムが事業が一旦中止されたこともあったわけです。つまりちよつと前までは、公共事業であれば自明の公共性があると思われていたものがそうではなくなり、公共性の決定が国から公衆というか社会へと転換されてきました。社会によって決められるとすれば、当然、公共は一つではなく、その中からいろんな公共が生まれてくることとなります。

それともう一つ、公共性の話の背後にあるのはグローバル化です。いまでも太平洋全体の関税をゼロにしようと言ってますけれども、伝統的な言い方をすれば、それは国家の経済的な主権を放棄するということで、グローバル化が国家主権をどんどんむしばんでいるわけです。普通の言い方をすれば、国家の権限を相対化しているというか、限定しているということです。それに財政制約の問題などが絡んでくるのですが、要は国家が公共性を決めてきた時代が終わわり、その中でさまざまな公共性のあり方が地域も含めていろんなところから出てくる。それらを何とか集約して、鳩山さんは「新しい公共」という言葉を使うことで政策転換の土台をつくっていいことと思つたわけです。

檜 槇 私は市民的地域政策ということ提起し

ています。どこがその出発点かと問われると、地域社会における支え合う関係から生まれる地域価値を積み上げる状況だと言うことにしています。「新しい公共」というのはそんな状況を上から見た感じなのかもしれません。国家機能の限定化というのはその象徴的な表現だと思いますが、その一方に連綿としたまちづくりなど自発的な動きがあつて、ようやくそれに光を当てようとしているのだけでも、どこへ行くのかかもう一つはつきりしない。そこで「新しい公共」という言葉を使うのです。それでも、実態を伝え切れていないところが相当あるのも現実だと思つう。

田中 それは当然で、国家だけが公共性をつくり出す主体でないというのははつきりしてきましたが、では地方自治体や市民、ボランティアやNPOなどが自分たちの公共性をつくり出し得ているかという点、全部がうまくいっているわけではありません。具体例を挙げますと、地域公共交通、特に二〇〇二年に始まったバス事業の規制緩和というのは、実は規制緩和の問題だけでなく分権化を伴つたものです。一番わかりやすいのは、バス路線を支える措置が旧運輸省のバス事業者への補助という形から、旧自治省の自治体への交付税算定に切り替わつたことです。もちろん財政上は特別交付税で算定しているのですが、実際にはほとんど算定していないに近いですけれども、いずれにしる構図とし

ては、規制緩和という形で公共交通の参入と撤退の自由を認めると同時に、旧運輸省から旧自治省へという形での地方分権が進みました。そうすると本来であれば、それぞれの市町村が交通政策をきちつと立て公共交通を支えなければならぬのですが、実際に取り組んでいる自治体は非常に少ない。いまだに旧来どおりの考え方で、政府から補助の出る部分の足りない分を県や市町村が補てんしながら何とか支えているだけです。

一方、市民サイドを見ると、公共性を自分たちでつくるという意識がまだまだ十分ではありません。自分の住む市町村の財政負担がどのくらいあるかを知っている市民はほとんどいませんし、日本の借金が一人七〇〇万円近くになつていくはずですが、国家の借金は国家の借金としか思つていません。国家が決めた公共性なり、公共事業のあり方についての異議申し立てにはわりと敏感なのですが、自分たちで公共性をつくり出すとなると、自分の問題ではないと思つてしまふ。それはなぜかと言えば、公共的な仕事は全部政府や自治体が行つてくれるからという、いわゆる「お任せ行政」が長く続き、国家的公共性のもとでずっと慣らされてきたからです。だから民主主義のあり方も、全体としては非常に「観客民主主義」になつていて、テレビや新聞などを通していろんな発言はしますが、例えば自然保護などの地域活動に積

極的に汗を流す市民はまだ多くありません。地域の中には市民が公共性を生み出す可能性は開けているし、いろんな条件はそろっているけれども、それを十分開花させていないのが現在の状況だと思います。

地方分権が促す新しい公共

檜 槇 バスの規制緩和に関しては、旧運輸省行政を引き受けた県から市町村に下りてきたときに、市町村に受け皿がなくて、企画の職員がたった一人でやっているとか、職員の配置にしても十分できていません。自治体では問題点としてレポートはつくるけれども、具体的な手が出せなくて、あるいは手が出せてもせいぜい公共交通マップをつくって先につなごうという程度で、うまく政策のメインに入れることができていない。地方分権の議論もその辺がとても大事だと思います。国では地域主権だ、地方分権だといろんな議論はするけれども、それを実際に下ろしたときに受け皿がきちんとあるのか、あるいは市町村がそのように動いていけるのかという点はまだはつきりしません。これまでの分権改革によって自治体の視野が広がったのですが、具体的な対応としてはそれほど変わっていないというのが現状だと思います。

田中 分権化が進んだときに、機関委任事務がなくなると、法定受託事務と自治事務に振り分けられました。自治事務になったということは、

もつと条例を制定できる可能性が広がっているのですが、実際には新しいことが行われていない。ある意味では地方自治体も中央集権的な行政に慣らされていて、分権化したときにどう進めていくのか、もう一回総務省に聞いてみようという冗談みたいな本当の話もあるわけです。

分権化時代の行政手法で非常に重要なのは、パイオニアワークでやっているような情報を横に流すことだと思います。いままでは結局、上から下へ画一的な情報を全国一斉に流してきたわけで、それはまさに中央集権的な流し方です。分権化の時代や「新しい公共」という議論になったときには、そうした情報の流れが変わってくるはずだし、勉強の仕方も変わってくるはずですが、依然として上から教えてもらおうという職員の意識は強いですね。けれども私のイメージでは、もうさいは振られたんだと思います。かつてのように国家が全部決めることはできないだろうし、国家の決定に住民が我慢してでも従うというのも、そこまでは戻れない。そうすると、やはり行政も市民も協力しながら、これからの公共の基準は何かをきちっと見ていかなければいけないですし、自治体職員にはそういう視点からの意識改革が必要だと思います。

檜 槇 私は青森県内のある都市の自治基本条例をつくる手伝いをしています。月に一回、その都市の住民と一緒に市民検討委員会に加わり課題の積み上げを行っています。ちょっと悩まし

いのは、メンバーが策定にどのように参加しているのかわからない。住民が活動している各自のフィールドから基本条例をどう書くのかをその場で議論して欲しいと言うのですが、そのような動きになっていかない。結果としての条文やまちづくりの条件形成の一般論に走ろうとするのです。自治基本条例はすでに全国の二〇〇近くの自治体で策定、あるいは策定が進められているともいわれています。このあたりの動きに対してはどんな印象をお持ちですか。

田中 自治基本条例の出発点にある話として、日本では地方自治制度といいながら、過去に自治の仕組みを自分で設計したことがないんですね。まずは制度設計するということにもう一回立ち帰ることが大事でしょう。それから自治基本条例をつくったら、それに魂を入れて、その精神できちんと仕事ができるかどうかです。そういう意味では、今日のイメージで言うところの「新しい公共」はルールなんです。いままでは国から与えられてきましたが、地域から自治基本条例という「新しい公共」のルールをつくる。そのときにルールに沿った役割をどれだけ果たせるかが問われているのだと思います。

檜 槇 地方自治には団体自治と住民自治があって、団体自治が先に論じられています。つまり中央と地方の関係を決めた上で、地方における住民自治のあり方を論じています。地方自治の教科書もそうなっています。そんなことですか

ら、いつまで経っても国から限定され与えられた地方という構図から抜け出せないのです。この構図を変えないと、自治基本条例等で住民自治を詰めたとしても、結局、行政まで届いてみたら、国や県との関係を理由にできない、あるいは金がないとできないという結果になりかねません。「新しい公共」というのは、そうした国と地方の関係を軸にしたものではなく、地域社会における生活現場での解決を自治の前面に出していく役割を担っているものだと思いますね。

これからの公共事業のあり方

(一) 決定権は市民に

檜 楨 とところで、「新しい公共」が訴えるものから見えてくる公共事業をめぐる問題についてはどのように捉えておられますか。これまでの公共事業を振り返ればいわゆる括弧付きですが、選挙の票との交換で事業をだしていくような利害のたれ合いの構図への批判も見られました。

田中 公共事業をめぐるご承知のとおり、日本は高度経済成長からもう五〇年近くが経ち、当時つくられた道路や橋、堤防などは非常に老朽化して、もうそろそろ総点検しなければいけない時期にきています。いま日本の橋が非常に危ないと言われます。名古屋の近くだと、木曾三川にかかっている橋が相当傷んでいます。が、つくるのは国でも維持管理は県ですから、

県にお金がないという理由で止まっているケースも見られます。そういう点では、公共事業の制度そのものをどう変えていくかという問題もあります。市民が身の回りの中で公共事業として何が必要なのかをきちんと発言し、それを受けて事業を進めることができます。大事になってきています。

公共事業の古典的な形は、行政が企画を立て、設計図を引き、お金を出して、あとは土建の人たちがそれを遂行するというものです。「新しい公共」では、もちろん遂行するのは行政の土木担当の技術者や土建の人たちなのでしょうが、公共事業のあり方を決めるのは市民なんです。

檜 楨 インフラ施設のメンテナンスを技術論で対応しようとする。あるいは予算の枠組みを変えないで、従来の建設予算の枠組みをそのままにしたままで、インフラ施設のメンテナンスの議論にしてしまう。言われているように、市民をきちんと事業決定過程に参加させよということと。市民が対抗型の運動をやっていた頃に比べれば、はるかに市民参加が進んで協働的でもあるんだけれども、事業執行する側の情報の伝え方は十分ではない。市民にはわかりにくいし、住民の庭先ではあまり発信されていない。それはたぶん努力不足だと思うのですが、そこをきちんとやっつけていかないと、結局は市民の不満が充満することになるでしょう。

田中 建築や土木の世界というのは非常に高度



都市化の進展により、高速道路のメンテナンスでも近隣住民との合意形成が不可欠に

な専門性がありますが、専門性があることと、何かを決定することを一緒にしてはいけません。これだけ都市が発達していると、例えば高速道路の橋桁一つ直すにも周りには多くの家が建っています。そうすると、振動や騒音をいかに小さくして工事を進めるかとか、近隣住民との合意形成が不可欠になってくるわけです。

檜 楨 事業を推進する側は住民の生活世界に配慮することがこれまで少なかった。技術の世界を中心に事業を進めるから問題が発生する。公共事業を住民の生活から見直すことが推進側に求められています。

田中 そういうことも含めて専門性があることと決定することは違います。それからその決定についてですが、公共工事ではダム一つ、河川

の堤防一つとっても非常に巨額な費用がかかります。当然のことながら、それを全部地方自治体の財政ではできないわけで、昔の言い方をすると箇所付けによって国から予算が配分されます。そうすると、箇所付けをめぐって陳情はあふけれども決定権は全部中央です。これをどう転換するのかとよく考えるのですが、私は地元の人たちにも何らかの負担が必要だろうと思っています。例えば堤防ができて洪水が起これなくなったら、その流域住民は安全が確保されるわけですから、他の地域に比べたら受益者負担が発生します。そういうこともきちんと考えながら決定に加わっていく。つまり決定というのは、当然そこに負担や責任が出てくるという意味なのです。ですから、先ほどの自治基本条例の話にしても明文化だけを議論してはだめで、自分たちが汗かくのかという、その議論までやっていくような形での決定の仕方ですね。それが出てこない「新しい公共」とは言えません。

(2) 大きな公共事業と小さな公共事業

檜楨 地域づくりに汗を流すという意味では、住民自治から芽生え育ったものとして「市民型公共事業」があります。霞ヶ浦をアサザで再生しようという「アサザプロジェクト」の取り組みなどがそうですね。

田中 以前「クローズアップ現代」で「スローな公共事業」というテーマをやったことがあり



市民型公共事業・アサザプロジェクト
(環境学習における霞ヶ浦湖岸でのアサザの植え付け)
NPO法人アサザ基金=提供

ます。その話を題とすれば、アサザみたいに手が届いて、むしろ市民の協力はなにはうましくないもの、つまり新しい公共、市民的公共の中でやれる公共事業と、高速道路やリニア新幹線などの広域的な巨大プロジェクトのように、やはり市民にとっては不得意な公共事業もその一方にあるわけです。それを仮に「大きな公共事業」と「小さな公共事業」に分けるならば、ダムあたりがちよっと悩ましいところですが、でも、ダムに関しては上流から下流までトータルで考えるべきです。例えば愛知県の豊川という川にはいまだに霞堤が残っていますが、霞堤というのは口が開いていて水害の危険性がありますから、その上にダムをつくらうという話が持ち上がっています。このように、いまの河川

行政はダムをつくる一方で、霞堤的な遊水地機能をむしろ残しておこうという考え方がありますので、それこそ小さな公共事業を積み上げてできる部分もかなりあるだろうと思います。

いずれにしろ公共事業を理念的には二つ置き、繰り返しになりますが、トータルとしては決定にかかわる部分では市民参加をきちんとやっていくことです。フランスには市民が参加して公共事業の公共性をジャッジするというのが法律のプロセスの中にあります。そういう制度をどうするかという問題とともに、実践的には環境保護の人たちなどはまさに公共事業をやっているわけです。まずはそうした活動を積み重ねながら、われわれの生活に身近な小さな公共事業を、アサザのような参加の仕組みに変えていくことが必要です。

今日も岐阜でコミュニティバスの委員会に出てきたのですが、これから公共交通がもっと厳しくなっていくときに、汗をかくのか、お金を出すのか、それともお金を集めるのかはともかくとして、何らかの形で地域の人たちがマネジメントにかかわる形でしか残りようのない部分があります。ですから、小さな公共事業を市民の参加なり、いろいろな経営や活動に変えていくというのはもっと大胆にやらなくてはならない。ただ市民だけに任せておいて、市民が一生懸命やればいいという話ではなく、土木の専門家なりが適切にコミットして、きちんとアドバ

イスしていくことが大事です。

地域づくりに市民がかかわる時代

檜 樫 そういふ話を聞いていると、中間機能としての自治体行政の枠組みをきちんと住民に向

くよう見直していかなければならないという議論があるのですが、本来議論されるべきは「新しい公共」のような横のつながり方や、マネジメントのスケールがどこに用意されるべきなのかといった問題だろうと思います。財政上の理由から平成の大合併で市町村の規模が大きくなりました。これまでも国、県、市町村という行政システムによる明治以降の行政主導によって社会をまとめていく仕組みがあったのですけれども、改めて市民活動が盛んになっていく中では、これからどういふ組み方をして、どうつないでいくのかという議論が要るんですね。

田中 特に広域合併して入れ物が大きくなりましたから、団体自治的などころでの行政の効率性は上がるかもしれませんが、住民自治の空洞化の危険性は非常に高くなってきました。ですから、団体自治の中に小さな住民自治のユニットを埋め込んでいくというか、やはり見直していかなければなりません。それによって、小さな公共事業も仕切ることができるようです。そのユニットはコミュニティ系の組織であつてもいいし、ボランティアのような少し地域にとらわれない住民の集まりでもいいのですが、とも

かく住民が何らかの形で組織をつくって公共性の高いものに対して参加していく。そして当然、住民が提供できるものは限られますから、それなりの大きな費用が必要なきなどには行政が関与して責任を果たす、そういう形だと思つたんですね。

日本でもようやく裁判員制度が導入され、司法の場でも専門家だけに任すのではなく、国民が参加することになりました。これには面白い話があつて、日本とアメリカの映画づくりを見ると、日本は犯人が逮捕されたら終わり、あとは裁判官という非常に公正中立な専門家がジャッジしてくれて刑を裁くというストーリーです。一方、アメリカは捕まつてからストーリーが始まります。市民が裁判闘争にどうかかわっていくかとか、弁護士が無罪を証明するとか、両国では映画のつくり方が全然違うんですね。

檜 樫 司法を含めて、市民参加の公共性をどのようにつくり上げていくのかは大きな課題です。

田中 今回の裁判員制度が始まるまで、日本の国民はずっと裁判にかかわる必要はなかったですし、かかわらなくても公平に判断してくれると信じていたわけです。でも、人間がやることだから間違いもあつて、だから冤罪事件も起こります。市民がかかわるといふのはそういうことですね。ですから、裁判ですらと考えてもらえば、いわんや都市計画やまちづくりなどに市民がかかわっていく時代というのは、やはりも

新刊図書のご紹介

『地域から生まれる公共性』 —公共性と共同性の交点—

田中 重好 著

国家的公共性から地域的公共性へ。これまでの公私の自明性が問い直されるいま、未来に向けたあらたな思考の枠組みを示す。



定価 5,250円
A5判・310ページ
2010年6月発行
ミネルヴァ書房

『地域再生のヒント』

本間義人・檜樫貢・加藤光一・
木下聖・牧瀬稔 著

永田町、霞ヶ関の地方支配からの離脱。カギは市民と地域社会のパワー。本格的な地域再生に向けてのヒントを提示。



定価 2,520円
四六判・260ページ
2010年10月発行
日本経済評論社

う来ているのだと思います。

檜 樫 そう思います。「新しい公共」をキーワードに地域社会基盤の整備の原則が大きく変わるでしょう。今日はありがとうございます。

「新しい公共」の形成と

自治体の役割



松下 啓一

相模女子大学社会マネジメント学科教授

「新しい公共」とは何か

経済社会が成熟し、価値観が多様化しているなかで、市民から委任された自治体（行政、議会）による一元的な決定では、市民ニーズを満たさなくなっています。新しい公共論とは、自治体だけでなく、自治会・NPOなどの多元的な公共主体による多様なサービス提供によって、豊かな社会を実現していくという考え方です。

もともと自治体というのは、みんなの税金で動く仕組みです。それゆえ、税金を払うみんなが納得しないと動けません。自治体の行動原理は、「公平・公正」ですが、これは「自治体は税金で動く」という制約に由来します。そ

れゆえ、価値が多様化、高度化すればするほど、自治体の手には余るようになってきます。

要するに、市民や企業から集めた税金を自治体が一元的に管理し、それを配分するやり方だけでは市民の幸せを実現することができなくなつたので、もうひとつの方法、つまり自治会・NPO等の民間セクターの知恵や経験といった資源を公共のために、大いに活用して、「豊かな」社会を実現していくというのが新しい公共論です。

新しい公共と憲法秩序

—— 地域からの試み

新しい公共論は、これまでの憲法秩

序を変容させる可能性を持っています。近代国家では、市民は主権者で、政府は市民の政府という位置づけです（信託論）。その政府の活動が市民と乖離しないようにコントロールするためには憲法が制定され、政府は市民の私的自治に関与しないことがよしとされてきました（公私二分論）。

その具体例が、憲法八九条です。憲法八九条には、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と書いてあります。噛み砕いていうと、政府が市民の慈善事業・ボランティア活動に関与するのは余計なこと、そこに税金を支出するのは憲法違反ということ、です。

むろん、これは現実的妥当性がありませんが、実際には公私二分論を維持しつつ、無理な解釈を重ねて、教育やボランティア活動に公金を支出することが行われています。

これに対して、新しい公共論では、自治会・NPOなども公共の主体と考えます。自治体は、公共の担い手であ

る自治会・NPOを積極的に支援していくこととなります。これは、従来の憲法秩序を変容することになります。

しかし、そもそも憲法の存在目的は、「個人の尊重」（第十三条）です。個人は、かつては市民の私的領域への政府の不介入で尊重されたかもしれませんが、今日では、それだけでは、とても実現できません。自治会・NPOといった民間セクターが、現実を果たしている役割を直視し、その力を引き出したほうが、憲法の目指す個人の尊重は、さらに保障されていきます。

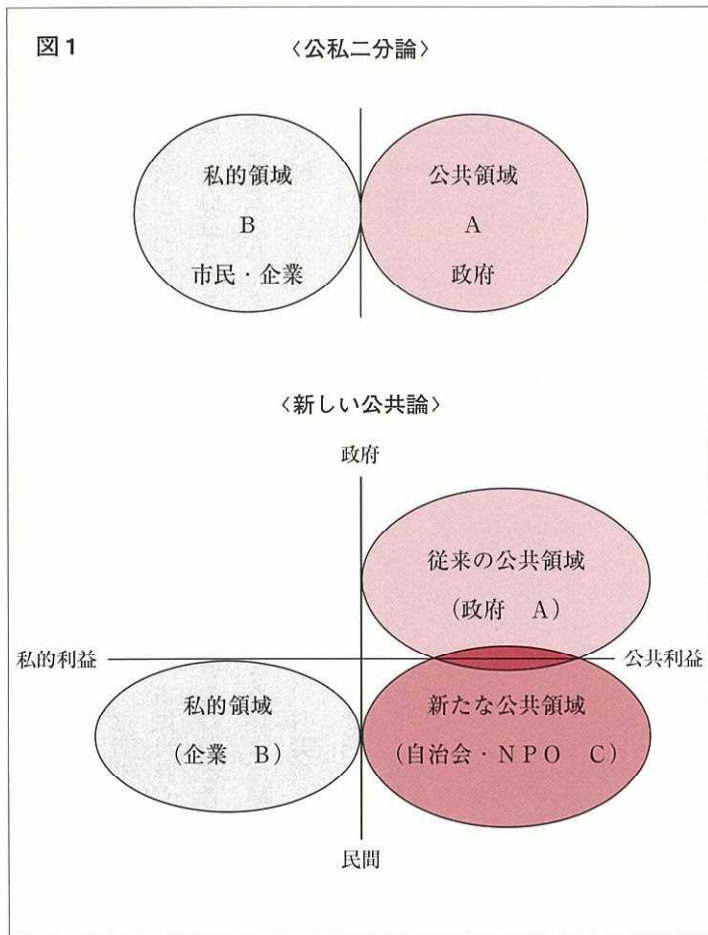
従来の憲法秩序を変更するのは、「新しい文明を構想するような遠大な試み」ともいえ、それに取り組むには勇気も要りますが、もはや避けることもできません。地域ならば、さまざまなトライアルが可能です。まず地域から地道に模索するなかで、未来にふさわしい社会システムを作り上げていくべきではないでしょうか。

新しい公共の内容——地域への影響

新しい公共論の考え方は、地域に大きな影響を与えます。

①公共領域の広がり

公共は、自治体だけではなく、自治



会・NPO等の市民セクターも担うということですから、公共領域は全体では広がります。〈図1〉でいえば、従来は、Aの領域のみが公共領域でしたが、Cも公共領域となってきます。従来は、Aの領域しかなかったので、自治体は無理をして、A領域を広げて対応してきました。それでもバブルのころには、お金があつたので何とかできましたが、税収が少なくなると途端に失速します。

民間が公共を担うというCの領域を認めると、公共領域が全体に広がり、自治体の役割は、自ら行うだけでなく、公共を担う民間をサポートするというものに比重が移ります。それぞれの領域で、自治体がすべきことが違ってきます。これは反面、新しい公共の担い手としての自治会やNPOの位置づけや機能の再構築が必要ということです。

②協働の意義

協働は、新しい公共論の考え方に立つと理解が容易です。まず押えておくべきは、協働と参

加・参画との違いです。参加・参画では、その主体は行政です。行政のやることに市民が加わっていくことが参加・参画です（既に決まったことに加わることが参加で、初めの企画段階から加わっていくことを参画といいます）。参加・参画は、主体が行政で、それに市民が加わるということですから、参加・参画は、A領域での問題です。他方、協働というのは、自治体と自治会・NPOが互いに公共を担うということですから、AとCの領域の相互にかかわる問題です。

協働をめぐるのは、市民は政府の雇い主であり、その雇われ主が雇い主と協働することは、あり得ないという議論があります。たしかに従来の公私二分論では、協働の位置づけが困難です。しかし、新しい公共論に立ち、自治体も自治会・NPOも公共主体と考えると、同じ公共主体として対等の関係で協力し、それぞれの情報、人材、場所、資金、技術等を有効に活用しながら、公共的課題の解決を図るという関係になります。これは公共セクター間関係というべきものですが、新しい公共論に立てば、協働の意味が明確になります。

③公共セクターの役割の見直し

新しい公共論のもとでは、公共セクターの役割の見直し、再構築も必要になります。

まず公的セクターでは、行政のシテムや仕事の仕方が、市民のためという原則に合致しているかどうか、また議会や議員の活動が、市民のためという原則に沿っているかどうか、あらためて問われます。古い公共の市民化といわれるものです。

同時に、自治会・NPOが、公共の担い手として機能するときは、一定の公共的な責務を負うと考えるべきではないか、こちらは新しい公共の公共化です。社会貢献性のほか、一定の情報公開や説明責任が問われますが、とりわけ補助金などの形で税金による支援を受けた場合は、行政と同様の情報公開や説明責任を果たすべきです。

新しい公共の具体化

(1) 新しい公共の枠組みとしての自治基本条例

①自治基本条例とは―二つの考え方

全国で自治基本条例がつくられ始めています。何をもち自治基本条例とするのが明確でないために、正確な

数は示せませんが、すでに二〇〇の自治体でつくられています。

全国の自治基本条例の動向は、公共論の観点から次の二つに区分できます。

ひとつは、北海道ニセコ町まちづくり基本条例に代表されるような公私二分論に立つ条例です。公と私を峻別し、政府の民主的統制を主眼とする条例です。自治基本条例の大勢は、このニセコ型です。

他方、新しい公共論の立場の条例も提案されるようになりました。私も関係した小田原市自治基本条例づくりでは、公共としての主体としての市民、自治会・NPOの自立性、社会性に力点を置いて検討が行われました。

両者の違いは、何を自治体全体（ここでは行政や議会のほか、市民も含む広い意味）の最大課題と考えるのかという問題意識の違いです。役所や議会が問題だと考えれば前者の条例になりますし、それも重要であるが、市民自身のあり方という根本問題から考えていくとなると、後者の自治基本条例になります。問題意識は、まちごとによって違ってきます。

私は、後者の立場です。なぜならば政府の民主的統制だけでは、今後、地

方自治はジリ貧になるばかりだからです。そのひとつの例は、人口減少による税収減ですが、より根本的には、民主的統制を行う市民自身が、果たして十分に担えているのかと考えるからです。これができないと、結局、民主的統制そのものが、内実のない空虚なものになってしまふからです。

この点は、みなさんのまちではどうでしょうか。

最近では、市民自身のまちへの関心が希薄化し、政府への依存が目立つようになったと感じています。民主主義の基本である自治の精神（自ら考え、議論し、妥協し、決定していくこと）が弱体化しているように感じます。あらためて自治の基本を考え直すことが、急務のように思います。

地域には、福祉の活動、環境の活動、ボランティアの活動など、さまざまな公共活動がありますが、これら公共活動に市民が参加し、その力を存分に発揮するなかで、私たちが本来持っている自治の力を再度、思い出すことが大事だと考えています。

②政府とともに新たな公共領域に関するルールを

このように考えると、自治基本条例

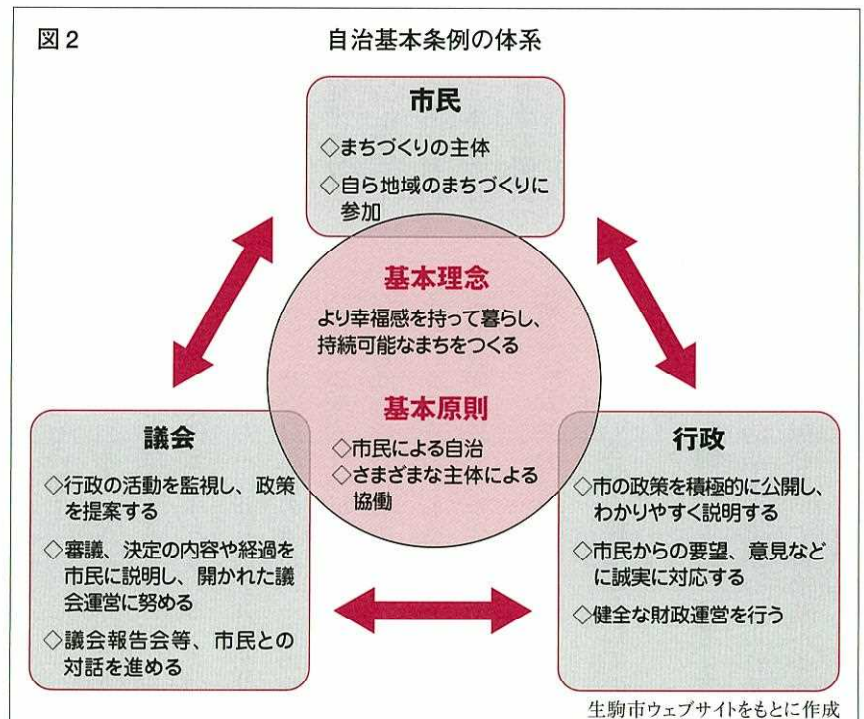
は、二つの内容から構成されるべきでしょう。

ひとつは従来の公共領域、つまり行政、議会を律することです。市民のために働く役所あるいは議会にするということでは、市民のため

に働く役所あるいは議会にするということでは、市民のためとは、行政や議会を監視するだけでなく、市民のために大いに頑張ってもらおうということも含まれます。行政や議会を後押しすることも重要です。

もうひとつは、新たな公共領域への対応で、市民が元気で頑張るための規定、例えば自治会、町内会、あるいはNPO、企業もそうですが、これらが元気で、その力を存分に発揮できるような事項を規定することです。

以上のことが書かれてはじめて、本当の自治基本条例になると考えていま



す（図2参照）。

（2）市民の公共性をレベルアップする試み
市民の公共性をアップするため、私が、特に関心を持ち、力を入れている取り組みを紹介します。

①市民が市民を支える仕組み

注目すべきは、一パーセント制度です。市民が、市民の支払った税金の一パーセントを自分が指定するNPO等

「協働のまちづくり」の歌

(曲:しあわせなら手をたたこう)

協働とはそういうことなのか

市長も登場

協働とは何か。劇を通じて分かりやすく伝える米子市役所の皆さん
(米子市民余芸大会から)

が行う事業に使うように指示・指定できるといふ制度です。

ハンガリーが起源の制度ですが、日本では市川市が最初に導入し、一宮市、奥州市、恵庭市、大分市などで導入されています(特に一宮市の制度は実践的です)。NPO等が抱える最大の課題は財政問題ですが、これを市民自身が直接支援することによって、NPO等の活性化を図るとともに、市民自身をまちづくりの当事者・主体とする仕組みです。

②言いたい市民から聞ける市民に

民主主義とは、市民自身が自律し、社会にかかわっていく仕組みです。個人が尊重されるということは、他者の尊重があつてはじめて実現します。自治基本条例づくりのプロセスで、他の市民に配慮しつつ、条例をつくる試みが行われています。いくつかの例を紹介しましょう。

まず、米子市です。ここでは協働のまちづくりをテーマに自治基本条例づくりを始めました。

市民自身が当事者になるには、まず多くの市民に理解されることが必要です。ここでは、スタートのときに、役所の人たちが中心となって、劇をやらしました。協働とはいっても、難しく、分かりにくい。それを誰でもよく分かるようにと、劇でやるのです。この劇には市長も入っています。市長も入って、なるほど、協働とは、こんなことだったのか、そういう風に分かりやすく伝えていきます(写真1)。

次は、市民が主体になって、意見を聞いて回るといふ方式が行われています。流山市や米子市で行っている市民PIという方式です。

市民の人達が集まって検討会をはじめ



まちづくりは楽しみながら。難しい話の後はみんなで食事
(上田市の皆さん)

めますが、その時の彼らの問題意識は、自分たちは、市民代表ではないということ。市民代表は、あくまでも議員、市長です。自分たちは、まちのために、何かやりたいという熱意はあるが、市民の信託を受けてきたのではない、というところがスタートです。

そこで市民は、考えます。確かに私たちは、選ばれたわけではないけれど、みんなの意見を聞いて、それを咀嚼して、みんなの案をつくれればいいのではないか。そこで、流山市では、一二四回、まちにでて、市民の話を聞きまし。三〇名の委員さんが、手分けをしてこれをやりました。たくさんの方の意見を聞いて、自分の思いと混ぜ合

わせて、意見をつくります。これで「私が」、「私の」意見ではなくて、市民全体の意見をつくらうという方式です。

このやり方は、あまりに負担が大きいため、小田原市では、市民が集まって議論する機会を頻繁につくりました。オープンスクエア方式といっています。市民会議のメンバーは、オープンスクエアの意見を大切にしながら、意見をまとめていきました。同じような方式で現在進めているのが、愛知県の新城市です。ここでは茶話会方式といっています。

市民の意見を聞くやり方は、いろいろです。たとえば、自分の出身母体の人たちの意見を聞く方法でもいいと思います。大事なものは、多くの市民の意見を聞きながらつくることで、他者への配慮に心しながら、自治にかかわっていくことが大事です。

最後に、一番大事なことです。自治(まち)づくりは楽しみながら行うことです(写真2)。なぜならば、まちを元気にしようという試みです。楽しくできないはずはないからです。笑顔の輪、笑い声の輪を広げながら、自治(まちづくり)をはじめたいと思います。

「新しい公共」による地域づくりと NPOに期待される役割



山岸 秀雄

NPOサポートセンター理事長
法政大学教授

二一世紀社会のために NPOを選択した日本

私たちは政治、経済、外交、生活面における福祉、環境、教育等、あらゆる分野、あらゆる場面で日本社会の「崩壊現象」が起きていることを思い知らされている。しかし嘆くことばかりではない。「社会問題の解決と社会システムの変革」をめざしたツール・NPO（民間非営利組織）の発展である。NPO法成立（特定非営利活動促進法、一九九八年三月）から十三年経って、NPO法人は全国で四万団体を超した。

NPO法は市民の自主的活動・市民運動、市民活動、市民事業―を社会的

に認知し、NPOが市民セクターの中心軸になって福祉（NPOの四〇％）、環境、まちづくり、生涯学習、青少年問題等の課題解決と社会システム変革の担い手として、市民を舞台上に登場させることになった。NPOは「ボランティアや寄付、協働事業等の社会的資源を活用して公共的サービスを提供する民間事業体」のことである。日本はNPOという道具と力を二一世紀の日本社会発展のために選択したのである。NPOは、「社会的課題の解決」が第一の役割であるが、第二の役割は「経済的役割」である。NPOとしての社会的・経済的自立と、社会的な経済的効果を生み出すことである。最近

はNPOを「社会的企業」として日本で大きく発展させようとする動きも、NPOばかりではなく、政府の政策としても積極的な動きを見せるようになった。

「新しい公共」を創るNPO

日本社会の中でNPOをどのように位置づけ発展させるかという戦略性が、大きな課題である。

二一世紀の日本社会にインパクトを与える課題、たとえば、まちづくり、高齢化社会、環境などの問題は、いずれも三セクター―行政、企業、市民―の対等な関係の上に立つバランスとパートナーシップ（協働）の原則の発展によってしか解けない新しい課題である。行政にとっては政策実現のために市民の本格的な社会参加が必要になり、企業も「企業市民」という立場から社会貢献活動などを活発化し、経済環境や市場が市民社会の在り方と不可分の関係にあるという自覚を強めるようになった。

さらに、NPOの中間支援組織が軸になって、広域、多分野にまたがる多様な連携を創り出すNPOプラットフォームの考え方と実践が進んでいる。

日本社会の要請は、行政セクター、企業セクター、NPOセクターとのパートナーシップによって、セクター間の違いを超えた協力関係をつくりあげ、地域・社会を再生することであるが、当面の重要な問題はNPOと行政とのパートナーシップの原則を、どう確立するかにある。さらにそれをいかに実践するかが重要である。

NPOは本質的に「地域主義」であり、「成熟した市民社会」にむけて、その特性を生かして新しいコミュニティを創ることをめざしている。そのために「新しい社会的価値」「新しい公共」の提起と実践が求められている。NPO運動はスタート時から「新しい公共」を創るための運動と位置付け、「成熟した市民社会」をNPOのゴールと定め、これまでの日本が公共システムを官主導で行い、企業の力と併せて社会を形成してきた社会システムの在り様を改革するために登場したのである。

市民・NPO参加のための試み

「新しい公共」とは市民参加による社会システムをいかに創っていくかということである。市民の社会参加の方

法を模索し、意見や提言を反映させ、社会的課題を解決していこう、ということである。市民が社会参加するための道筋をつけるための実験が進んでいる。

そのためには情報公開が重要な役割を果たす。このシステムの有効性が発揮されない限り、市民参加は行政に体よく使われるだけで対等な協働関係に入れない。筆者は六年間の事業評価監視委員や国土審議会圏域部会委員などの経験から、市民参加のルールをつくるには、形式的で効果を発揮しないものも多く、その欠陥を指摘してきた。最近も新聞報道で、ダムの水量基礎データに疑問が投げられるなど、この一年間だけでも多くの問題が指摘されている。そのことが早急に実現すべき公共事業の実施をも遅らせる結果になっている。情報公開や市民との合意形成のない公共事業は実現しない時代に向かっていると言っているだろうか。

〇との協働「道の駅の評価」等、多くの協働プロジェクトにかかわってきた。

NPOによる「産官学民NPOプラットフォーム」戦略

① NPOの経済力・雇用力

NPOの経済力測定にはいろいろな尺度があるが、ここでは「平成十八年度NPO法人の活動に関する調査研究」（独立行政法人経済産業研究所）によれば、全収支規模で収入一〇〇〇万円以上は三五・八％（三〇〇〇万円以上十四・八％）で、このあたりが事業化発展を具体的に模索しうる水準と考えられるが、直近の事業化の可能性を考慮してさらにランクを下げて五〇〇万円以上で線引きすると四八・八％、という数字が現れる。ソーシャル・エンタープライズ（社会的企業）の枠組に入るNPOは、NPOの中の四割弱から五割弱が対象になるといってよいだろう。

経済活動が活発になれば当然、雇用が発生する。アメリカではNPOで働く労働者は全労働者の七・八％で、世界平均は四・九％である。先進国で最も遅れたNPO制度をもつ日本ははるかに及ばない。

② 「社会的協働」が創るソーシャル・エンタープライズ

「産官学民NPOプラットフォーム」は、市民、行政、企業、大学の連携、とりわけNPOと大学を軸に、多分野、多様性、広域性、総合性というさらに大きな概念による課題解決のための、プラットフォーム（基盤、舞台）を形成し、新しいコミュニティの創造と社会システムの変革をもめざすものである。NPOと大学の中間支援機能の確立によって、人材育成、政策提言の場を醸成して、より広い概念の「社会的協働」による新しい価値を創ろうとするものである。この実験には首都圏だけでなく、一〇地域、三五大学が参加している（詳細は、山岸秀雄、岡田華織編著『産官学民NPOプラットフォーム』第一書林、二〇〇七）。

プラットフォームの活動は地域の自立的活動をめざすものである。この「社会的企業」に相応しい新しい事業を通じて、地域の課題解決の場を確保することがプラットフォームの目的である。こうした協働事業は第一義的に行政の資源や援助を指向するのではなく、自主的活動、自主的連携をめざすものであり、社会的協働を事業化して

「小さな政府」を指向するものである。新しい舞台（プラットフォーム）で演ずる目的は何か。研修、資源提供、コンサルティング、のワンストップサービスによる人材育成から社会的企業までの幅広いサポートシステムの運営である。

③ 「柏の葉キャンパス・フューチャービルッジ」と社会的企業

一例をあげよう。NPOプラットフォームの中から、産官学民NPOプラットフォームの新しいモデルというべき「柏の葉フューチャービルッジ」構想がNPOの社会的企業として立ち上がった。三井不動産グループが第二常磐線・つくばエクスプレスの新駅「柏の葉キャンパス駅」周辺に一万五〇〇〇人居住のマンション建設を計画し、計画段階から三井不動産、東大、千葉大、千葉県庁、柏市役所、商工会議所、NPO支援センターちば、等が参加した研究会を続け、画期的な構想を軌道に乗せ提案した。

柏キャンパスタウン構想のもと、「環境・健康・創造・交流」の四分野に分類し、大学との連携21プロジェクトが進行中である。

マンションの本格建設が始まるのに



多国籍料理をつくるピクニックパーティ（まちのクラブ活動）

合わせて三井不動産は、「柏の葉フューチャービレッジ」の事務所を完成させ、「まちのクラブハウス」という空間を産官学民、とりわけ地域市民のライフスタイル創造の場として提供し、その運営のコーディネーターをNPO支援センターちば（代表理事・筆者）に委託した（二〇〇八年八月初旬）。事務局長の宮奈由貴子氏と不動産会社関係者等との綿密な研究と検討、イベントを二年間蓄積してきた。NPOと全面的に連携して箱モノだけではない、ラ

イフスタイル、地域創造のための連携を創りだしたのである。

その代表的な企画が「まちのクラブ活動」である。活動がめざすものは、昔ながらの地域の絆を取り戻す「地域力の向上」である。自身は「柏の葉ピクニッククラブ」「マルシェクラブ」「かしわ輪たくクラブ」「柏の葉エコクラブ」「はちみつクラブ」など多岐にわたり、「何かしたい」を誘発しながら人のつながりを創っていくことをめざしている。

不動産会社にとつてはハード面だけではないソフト面の対策に乗り出すことによって、地域コミュニティの価値を高め、大学にとつては国際的な学術空間と教育空間の形成など支援機能等の整備・実現をめざすものである。行政にとつてはマンション住民を抱えた地域政策に画期的な効果を期待できる。

計画の当初から社会的企業の観点にたつて、三井不動産が中間支援組織・NPO支援センターちばの活動

に三年間（二〇〇八〜二〇一一年）の資金支援を決定し、地域組織が社会的企業として自立するまでのサポートを実施してきた。多様なセクターによる社会的協働を実現させた、日本最初の試みである。

いま日本の主要都市を中心に公団住宅・マンションの老朽化、スラム化、住民の高齢化など深刻な問題が浮き彫りになってきた。東京・新宿をはじめとして、地域住民の八〇％がマンションの住民であることが珍しくない状況の中で、旧住民と協力した地域づくりの課題が大きくクローズアップされてきている。新旧住民の協力関係はほとんどうまくいっていないというのが実態である。

こうした中、集合住宅の住民が自らコミュニティ創りに関わる重要性が認識されてきた。東京・多摩ニュータウンなどで、地域再生のために住民がNPOを立ち上げ積極的に地域づくりに関わるようになった。

柏の葉キャンパスはこのように入居



「マチノ先生」お菓子講座（まちのクラブ活動）

何十年もたつてからの地域再生ではなく、住民がまちづくりの計画、建築過程から主体的に関わることによって、新しいコミュニティをデザインするモデルになるはずである。

江戸川大学、千葉工業大学など周辺大学、NPOサポートセンター、パルシステム（生協）、自治体、商工会議所などによる産官学民プラットフォームの構築にあたっては、二〇〇〇年から約十年の福祉や農業など様々な協働プラットフォーム活動があり、その延長線上に今回のプロジェクトが実を結



二子山で作業する協議会のメンバー

このような現況の中、協働による新しい協力関係の実現をめざし、神奈川県、葉山町、西武鉄道（十六万坪所有）、地元の地主（三人）等の地権者、NPO・市民団体、大学（法政大学等）による話しあいを進め、一帯の自然保護、再生、活用にむけた協働のテーブルをさらに発展させ、市民の担い手の拡大（賛助グループ五〇〇人目標）と社会的企業による自立化をはかっている。二〇一一年からは「二子山山系自然保護協議会」（筆者が事務局長）に県の「基金21」（最大五年

間）の助成も決定し、自然保護に向けて大きく動き出すことになった。これには各セクターが慎重に協働のプラットフォームを創ってきた背景がある。この協働事業は、二子山山系の中心を流れる森戸川源流の入り口に設置した「森戸川村」を拠点に活動してきた実績を基に、当面次の事業を実施し、市民団体は一〜二年後にNPO法人化をめざすことになっている。

①緑地保全事業
登山道・道標の整備、新道設置、間伐・下草刈

②調査研究・社会的事業化事業

③次世代リーダー育成事業

④実践による普及・啓発事業

また、地権者の大手企業D社（二〇〇万坪所有）との話しあいも進み、逗子市の参加、近隣自治体の合意形成が確認され、行政、企業、市民団体、大学との協働モデルをめざしている。

協働事業を成功させるためには、まず各セクターの役割やメリットを明確にし、お互いが認識しあうことである。

では、行政の役割は何か。県が持っている膨大な地権者（西武鉄道、県有地、葉山町有地、三〇〇人を超す民間

地権者）等の情報、信用に基づく調整能力、さらに助成金の交付も大きな位置を占めている。

企業はどうか。今回、企業が開発行為をあきらめ、自社で所有する広大な土地を活動の場として提供し、さらに企業の社会貢献活動としても積極的に自然保護活動にかかわる意思を明確に示してきたことで、行政も組んだ大きな協働事業になった意義は大きい。

市民団体は、これまでも自然保護のために長年地道な活動をしてきた実績があるが、各セクターを横につなぎ、多様な主体の参加を促し、プロジェクトに数百人の市民参加を達成するシステムをコーディネートする役割を果たすことが期待されている。恒常的な自然保護を達成するプラットフォームの役割である。

大学はどうか。学生が理論と実践を総合的に学んでいく場として、また大学と学生が社会貢献を実現する機会として意義は大きい。何よりも若者が参加して、周囲の期待は大きい。

日本は社会的戦略の上で立って、NPOに社会的投資を実践すべき時ではないだろうか。

んだのである。

④湘南・三浦半島二子山系を守るプラットフォーム

湘南・三浦半島地域の二子山山系で、行政、企業、NPO・市民、大学の協働によって、人と自然のバランスの良い関係の構築をめざして、緑の保全活動が進んでいる。

二子山山系は葉山町、逗子市、横須賀市にまたがる、約六六〇ヘクタール（二〇〇万坪）の広大な面積の湘南・三浦半島最大の自然を誇っている。多くの市民がハイキング、バードウォッチ

キング、散歩等に活用し、貴重な自然資源となっている。しかし、実際には戦後植林された何十万本の杉の木が放置、がけの崩落、林業組合の解散等による自然の荒廃が進み、誰かが責任主体になって、自然保護に取り組むことはなかった。ここ十数年は三つの市民団体が協力し合って、登山道の整備、登山標識の補修、倒木の除去、登山教室、ホタルや植物などの自然観察教室等を実施してきた。

この協働事業は、二子山山系の中心を流れる森戸川源流の入り口に設置した「森戸川村」を拠点に活動してきた実績を基に、当面次の事業を実施し、市民団体は一〜二年後にNPO法人化をめざすことになっている。

①緑地保全事業
登山道・道標の整備、新道設置、間伐・下草刈

②調査研究・社会的事業化事業

③次世代リーダー育成事業

④実践による普及・啓発事業

また、地権者の大手企業D社（二〇〇万坪所有）との話しあいも進み、逗子市の参加、近隣自治体の合意形成が確認され、行政、企業、市民団体、大学との協働モデルをめざしている。

協働事業を成功させるためには、まず各セクターの役割やメリットを明確にし、お互いが認識しあうことである。

では、行政の役割は何か。県が持っている膨大な地権者（西武鉄道、県有地、葉山町有地、三〇〇人を超す民間

地権者）等の情報、信用に基づく調整能力、さらに助成金の交付も大きな位置を占めている。

企業はどうか。今回、企業が開発行為をあきらめ、自社で所有する広大な土地を活動の場として提供し、さらに企業の社会貢献活動としても積極的に自然保護活動にかかわる意思を明確に示してきたことで、行政も組んだ大きな協働事業になった意義は大きい。

市民団体は、これまでも自然保護のために長年地道な活動をしてきた実績があるが、各セクターを横につなぎ、多様な主体の参加を促し、プロジェクトに数百人の市民参加を達成するシステムをコーディネートする役割を果たすことが期待されている。恒常的な自然保護を達成するプラットフォームの役割である。

大学はどうか。学生が理論と実践を総合的に学んでいく場として、また大学と学生が社会貢献を実現する機会として意義は大きい。何よりも若者が参加して、周囲の期待は大きい。

日本は社会的戦略の上で立って、NPOに社会的投資を実践すべき時ではないだろうか。

社会資本整備における

「新しい公共」としての

民間非営利団体との連携



森山 誠二

静岡県交通基盤部長

はじめに

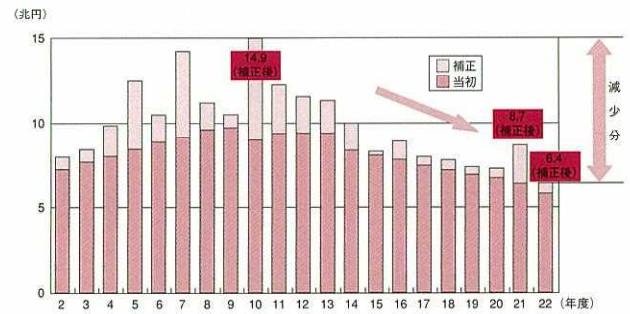
(1) 社会資本整備の最近の状況

日本の社会資本はなお一層の整備が必要ではあるが、これまでのストックの維持や管理についても、本格的な対応が必要となってきた。その一方で、身の回りの社会資本については、全国的にもまだまだ不十分な状況と言わざるを得なく、各自治体においても引き続き高い行政ニーズを占めている。例えばその一つとして、美しい景観への期待や欲求への高まりがある。美しい景観づくりにあたっては、周辺の自然や民間建築物等と調和した社会資

(2) 予算と人材の不足

本整備など、細部にこだわった、きめ細かい対応が求められることになる。こういった作業の重要性を認識したとしても、その遂行にあたっては、行政的には大きな手間ひまと専門性が必要となってくる。また、長期間にわたる継続的な監視やコントロールが欠かせない。無駄ではないかとの大合唱のなか、事業費は大幅な減少傾向にあり、通常の維持管理などにも不自由な状況となっている(図1)。また、急激な事業費削減のため、建設業界における経験豊富な技術者も減少傾向にあり、今後の

図1. 公共事業関係費の推移



注：H21当初は特殊要因を除く。
出典/財務省資料等により作成

図3. ふるさと暮らしへの願望

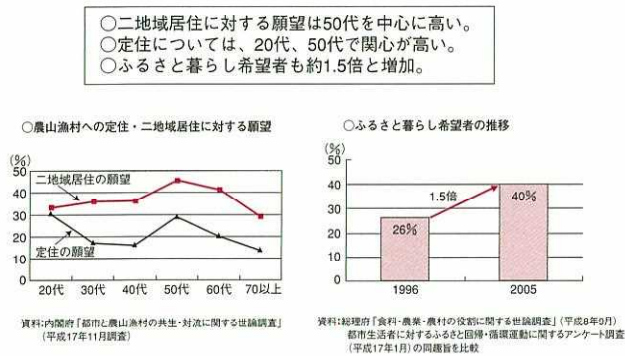


図4. 都市農村交流の取り組み



出典/「暮らしの複線化 応援サイト」より

図2. 社会保障関係費の推移



出典/財務省資料等により作成

社会資本整備を円滑に進めていくうえで、課題の一つになっている。

こうしたなか、社会資本整備の分野において、民間非営利団体（特定非営利活動団体、公益法人など）との連携が進んでおり、今後、一層推進していくことにより、大きな役割を果たすことが期待される。

行政による取り組みの限界

(1) 増大する行政負担

戦後の国土復興時代には、社会資本整備に相対的に多くの資源が投入されてきた。その後、一定の整備も進められていくなか、高齢化社会の進展もあり、行政として福祉や社会保障の分野、消費者保護などへの関与も不可欠になり、相当な資源の投入もなされてきている（図2）。このようななか、社会資本整備の分野についてニーズがなくなったわけではないが、過去と同様のものを期待することは困難な状況になってきつつある。

(2) 行政部門から民間非営利団体へ

中山間地域において、限界集落が増加するとともに地域コミュニティの崩壊が懸念されている。山林の保全や水田の維持など、国土保全の観点からも

不安があるところである。また、都市と地方の二地域居住や都市農村交流など、都市生活者と中山間地域などとの交流を促進する取り組みも始まっている（図3・4）。

こうした課題への対応や取り組みにおいて、地域コミュニティやそれを支える民間非営利団体の果たす役割は大きい。増大する行政ニーズを対して、これまでのように一つひとつ行政が対応していくのではなく、「新しい公共」としての民間非営利団体が対応していく取り組みが既に始まっている（図5）。

社会貢献活動の活発化

(1) 民間非営利団体の活動の広がり

阪神淡路大震災を契機に、平成十年に特定非営利活動促進法が制定された。毎年四〇〇〇団体程度の新規登録がなされ、現在では四万団体近くが登録されるなど、民間非営利活動の分野は順調な広がりを見せている（図6）。また平成二〇年十二月からは、新公益法人制度がスタートし、広い意味の民間非営利活動団体の枠組みが再構築されることとなった（図7）。これまで業務を委託するなど連携を進めてきた側からすると、いままでの特定非営利活動団体

図5. 広がる行政ニーズ

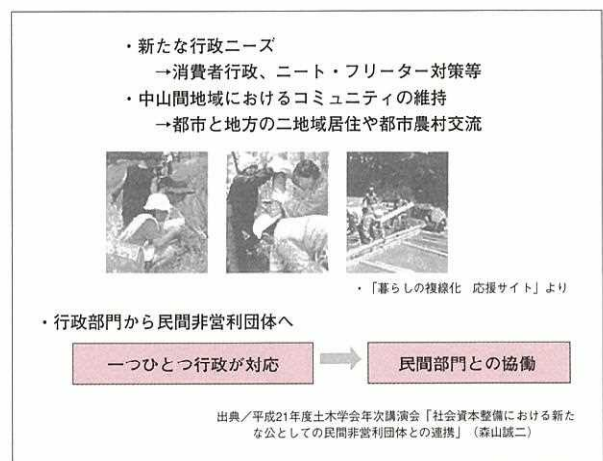
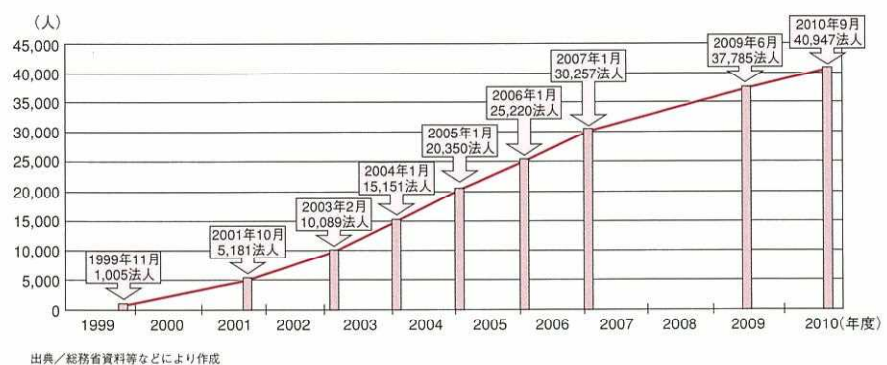


図7. 公益法人改革



図6. 特定非営利活動法人数の推移



(NPO) 一辺倒であった時代から、多様な民間非営利団体のなかからの「選別と選別」の時代に入ってきたと言える。

(2) 民間事業者による社会貢献活動
 企業の社会的責任や社会的なコンプライアンスが求められるなか、企業の社会貢献活動も着実に進展しつつある。また、社会貢献を一つの分野として捉

え、ビジネス的視点に立ち、進めていくという動きも始まっている。地域の困りごとをビジネスとして解決していくというコミュニケーションビジネスの概念もさらに進化し、ソーシャルビジネスとしての動きも始まっている。個人の善意を基本としつつ、善意のみに依存しないこうした仕組みは、今後、一つの

大きな分野になることが期待される。

(3) ソーシャルキャピタルの活用

こうした社会貢献活動は、行政の手が行き届かない、画一的な取り組みが適さない、受益者がある程度限定的である、などの領域で行われることが多い。その際、ソーシャルキャピタルと呼ばれる社会的公共資本の活用が重要なポイントになる。こうしたソーシャルキャピタルの状況を的確に把握し、連携・活用していくことが必要であり、その際、地域における民間非営利団体の役割は大きい。

社会資本整備における民間非営利団体

(1) 民間非営利団体との連携

昨今、社会資本の日常的な整備や管理を生活者の目線からきめ細かく進めていくことが求められている。一方、現実的には行政中心や行政依存では限界があり、既存の地域コミュニティや地域に根ざしたボランティア活動との協働に期待がかかる。ボランティア活動などは民間非営利団体を通じて行われることが多いため、民間非営利団体との連携が効果的である。行政は社会資本の管理者ではあるが、頻繁に対応

できるわけではなく、民間非営利団体にとっても活動分野の拡大につながるものであれば、補完関係が成り立ちやすい。

(2) 連携の現状

社会資本整備の分野における行政側の取り組みとしても、民間非営利団体への期待が高まってきている。特定非営利活動団体などに対して、法律における一定の役割、事業の主体としての役割、委託先としての役割などが期待されている。道路や河川の美化活動における活躍、合意形成への参画、日本風景街道における活動など、一定の役割を果たしている。社会資本の規模や生活との関連性に鑑みれば、まだ十分であるといわざるを得ず、さらなる連携が期待される場所である。

静岡県における取り組み 〈図8〉

(1) 道路分野

平成十三年度から県が管理する道路を対象に、「しずおかアダプトロードプログラム」を推進している。住民や地域団体の方々と協定を結び、道路の一定区間を清掃・美化するものである。県からは表示板の設置、活動にともなう保険加入や道具の提供などを行って

り、現在、一一八団体が参加している。直轄国道ではボランティアサポートプログラム、静岡市管理道路では道路サポート制度として、同様な取り組みが行われている。

(2) 河川分野

平成十五年度から県が管理する河川を対象にリバーフレンドシップ制度を推進している。沿川の学校、団体や企業と協定を結び、河川の清掃や除

草などの河川美化活動を行うものであり、河川を地域の共有財産として守っていくよう意識の啓発に努めている。現在、二六〇団体が参加している。県からは活動に必要な道具の提供や保険加入を支援している。また活動中に気づいた河川施設の損傷情報を行政側に提供していただいております。河川行政の効率化にも一役買っている。

(3) 農業分野

平成十八年度から社会貢献に関心の高い企業と、新たなパートナーを求め、過疎農村地域とが連携する「一社一村しずおか運動」に取り組んでいる。

図 8. 静岡県における取り組み



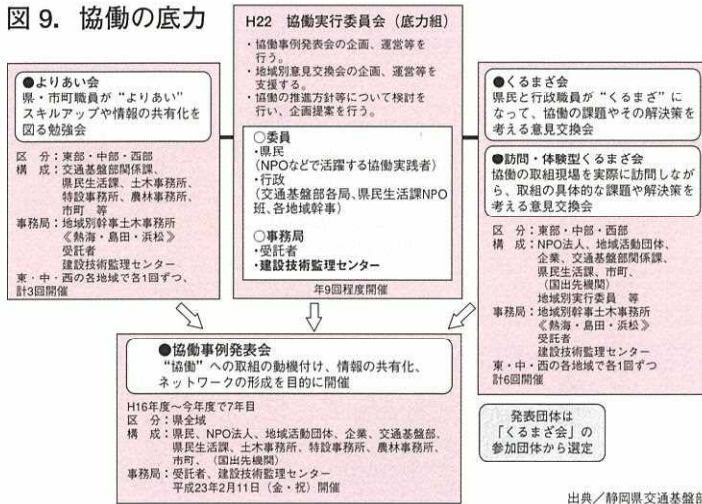
出典/静岡県交通基盤部

県が認定し、農山村と企業が現地で農地保全活動や竹林伐採などをはじめ様々な活動を展開しており、現在、二二件を認定している。また、平成十九年度から、地域の農地や用水路を農業者だけでなく地域の住民の手で守っていくため、「ふじのくに美農里プロジェクト」に取り組んでいる。市町と協定を結び、保全する農地面積などに応じて費用を支払うものであり、現在、一六九団体と協定を結んでいる。

(4) 協働の底力

こうした各分野の取り組みに加え、平成十六年度からは分野横断的に、行

図9. 協働の底力



出典/静岡県交通基礎部

政と地域との協働を切り口に、「協働の底力」として全庁的に取り組んでいる。具体的には本庁を中心とした「協働実行委員会」、各地域毎に行政職員と地域との意見交換を行う「くるまざ会」、職員のスキルアップのための「よりあい会」、さらにこれからの活動の集大成として年度末には三〇〇人規模の「協働事例発表会」を実施している。さらに今年度は、民間非営利団体と行政との協働を一層推進していくため、「いっしょに、未来

民間非営利団体と行政との協働を一層推進していくため、「いっしょに、未来

の地域づくり」をテーマに、行政との協働ガイドラインを策定することとしている(図9)。

今後の課題

(1) 民間非営利団体の活動の支援

このように静岡県における連携は、全国的に見ても相当程度進んでおり、社会資本の計画策定や維持管理においても行政側への貢献は小さくはない。今後、協働のガイドラインの策定などにより、一層推進していくこととしている。

こういった取り組みは、あくまでボランティア活動であり、将来にわたる継続性やより高いパフォーマンスを求めることは困難であることも少なくない。今後、身の回りの社会資本について、市民から細かい対応が求められるなか、行政が細部にまで対応することはできないという実態、さらにはそもそも行政がどこまで対応するべきかどうかという議論も踏まえた対策が必要となってくる。ボランティア精神を最大限活用しつつも、緩やかにビジネス的な視点も入れ、民間非営利団体活動の大き

な柱の一つとして取り組んでいくという方向も必要でないかと考えている。指定管理者制度はいわゆる箱物の公共施設等における先行的な事例といえる。

(2) 行政部門による契約制度

行政が民間非営利団体と継続的に連携していくためには、多くの市民の理解が前提となる。行政の連携先としての民間非営利団体側に対して、一定の信用保証がなされることが必要となる。仕事上の成果はどうなのか、キチンと最後まで成果を出せるか、社会的に公正なものなのか、など詰めるべき点も少なくない。一方では、そういった点をあまりにも追求しすぎると、民間非営利団体ならではのきめ細かさが見失われてしまうことも懸念される。

これまでの工事やコンサルト業務、役務を行ってきた会社の役割を代替するのではなく、民間非営利団体ならではの付加価値を提供するものであるとの基本スタンスに立った、入札契約制度の設計が必要となってくる。入札参加条件の設定、条件付与にあたっての外部評価など、現在の入札契約制度の枠組みを踏まえつつ、民間非営利団体としての特徴を生かした制度設計

も必要となつてこよう。さらに成果の評価にあたり、外部評価の仕組みを導入するなどの検討が必要である。

(3) 民間非営利団体への支援

総じて民間非営利団体は、建設工事や建設コンサルト業務を実施する会社と比べ、職員数など経営規模が圧倒的に小さい、実績が少ない、資材や機器などの資産を保有していないなどの特徴がある。このため、安定的に業務に取り組むためには行政側からの一定の支援も必要となつてこよう。

【参考文献】

- 電通総研編「NPOとは何か」(一九九六)
- 山岡義典他著「NPO基礎講座」(一九九七)
- NPOサポートセンター連絡会「社会資本マネジメントにおけるNPOと行政のパートナーシップに関する提言」(二〇〇一)
- 森山誠二著「これからの国土と交通—NPOが拓く新たな連携」(二〇〇一)
- 行政改革推進本部「公益法人制度改革に関する有識者会議報告」(二〇〇四)
- 大石久和著「国土学事始め」(二〇〇六)
- 国土交通省「国土形成計画(全国計画)」(二〇〇八)
- 経済産業省「ソーシャルビジネス研究会報告書」(二〇〇八)

一石何十鳥もの効果を生む

新しい公共事業

市民型公共事業 霞ヶ浦アサザプロジェクト



飯島 博

NPO法人アサザ基金代表理事

霞ヶ浦の環境問題の背景にある、縦割り化した社会の限界をどう越えるか

面積では日本で二番目に大きな湖沼である霞ヶ浦では、水質汚濁や生態系の悪化などが問題化してひさしい。とくに、水質汚濁は一九七〇年代から数多くの対策が講じられてきたが、一向に改善の見通しを示せない状況が続いてきた。このような閉塞状況の中から生まれてきた新たな取り組みが、ここに紹介する市民型公共事業・アサザプロジェクトである。

霞ヶ浦の環境改善が一向に進まない背景には、縦割り化した取り組みの限界がある。かつては、主要な汚染源を特定して規制をかけるといった方法

で、一定の水質改善が見込めたが、現在では対象となる汚染源が複雑な社会システムそのものとなっているからだ。しかし、複雑で多様な社会全体を視野に入れた取り組みは、既存の発想では実現できない。

アサザプロジェクトには、これまで地域住民や企業、農林水産業、地場産業、教育機関、行政など多様な主体が参画し、それぞれに具体的な事業をおこなった協働が行われている。このプロジェクトは一九九五年に始まり、延べ二〇万人の市民や二〇〇校以上の小中学校が参加して進められてきた。新しい公共の実物大社会モデルとしても注目されている。

霞ヶ浦の流域面積は約二二〇〇平方キロメートルである。この広大な流域は二八の市町村を含み、茨城県、千葉県、栃木県の三県にまたがっている。

流域は同時に様々な縦割りの社会システムに被われているため、流域全体を視野に入れた総合的な取り組みの展開が困難な状況にあった。流域管理という言葉はあっても、公共事業をはじめとする従来からの行政や研究機関等による取り組みの多くは、縦割りの中で実施される自己完結型の取り組みを越えることができず、環境対策の大半は部分最適化へと進み、事業の効果も限定的であった。霞ヶ浦の水質汚濁の原因は、流域全体の社会システムにあることが明らかである以上、この社会システムの再構築をめざす取り組みを実現できない限り、水質や生態系の根本的な改善は見込めない。社会システムの再構築を実現させるためには、従来の枠組みを越えた新しい発想が必要となる。新しい発想とは、従来からの自己完結的な取り組みを連鎖的で循環型の取り組みへ転換する発想である(図参照)。

ひとつの事業から一石何十鳥もの効果を引き出す発想が必要

アサザプロジェクトは、(図)のように

環境や福祉、産業、教育などの従来の分野間の壁を越えた事業展開を広大な霞ヶ浦流域で実現している。ひとつひとつの事業を契機に、その波及効果を地域全体にネットワーク状に広げる市民型公共事業の発想は、少ないコストで最大限の効果を生み出すことができ。個々の事業から始まる付加価値の連鎖をおこなって、地域に新しい人、物、金の動きを作り出すことで、個々の事業から一石何十鳥もの効果を引き出すことができる。この手法を事業のプロセスに組み込むことで、インフラ整備による受益者の拡大や社会資本ストックの低コスト維持化などが可能となる。

このような展開ができるのは、従来は縦割り化の中で自己完結していた個々の事業を、連鎖型の事業にデザインし直すことで個々の事業による波及効果を多分野に広げ、さらに、新しい文脈として地域に定着させることで「つながり」を蓄積していくからである。このような展開には、地域の特色を十分に熟知し、地域資源を自由に組み合わせるための「総合知」が求められる。「センター・組織」から「場・新しい公共」へ発想を転換する

アサザプロジェクトは中心に組織の

無いネットワークである。中心にあるのは「協働の場」「価値創造の場」である。ハンナ・アレントは「個人の物語が共有される場」を公的な空間であると位置付けている（アレント「人間の条件」）。ここで云う場合は、様々な個人や組織の物語が共有される公共の場でもある。アサザプロジェクトの中心にある場では、個々の暮らしに育まれた「小さな物語」が集い、出会い、そこから新たな事業が生まれ続けている。このような場を、私は「新しい公共」と位置付けている。

多様な人々や組織がこの「新しい公共」という「物語が出会い共有される場」をとおして、具体的な物語（事業やビジネスモデル）を語り出すことで、個々の生活文脈に沿った新たなつながりが連鎖的に展開していく。地域のビジョンとは、これらの小さな物語の出会いの中から立ち上がって来るものだ。

市民参加から行政参加へ

従来の公共事業は、持続性や効率性、コスト等に問題があることが度々指摘されてきた。それは、専門分化した行政組織が中心になって事業を行うからであり、事業そのものが全体感の希薄な縦割り型となるからである。そのため住民の

意識とのずれも生じやすい。行政の組織形態に問題があることは事実だが、公共事業のあり方を組織論として進めることにも限界があるのではないか。より広い視野での議論が必要である。

市民型公共事業アサザプロジェクトでは専門分化した組織（行政等）を中心の無いネットワークの中の一員に位置付け機能させることで、その専門性をより発揮させようとしている。それは、従来のピラミッド型社会における「市民参加」という発想から、未来に向け展開するネットワーク型社会における「行政参加」という発想への転換を促すものである。その発想転換は、行政にとっては長年課題となっていた施策の実現にもつながる。秋田県地域振興局では「行政参加」という発想を取り入れ、八郎湖流域でのネットワーク型事業を実施している。

壁を溶かし膜に変える

アサザプロジェクトでは、新しい公共という場での様々な出合いを促すことで、人々の生活文脈に沿ったネットワークを地域に広げ、行政や企業等の縦割り組織の壁を越えた非公式のつながり（ネットワーク）を組織間に次々と

生成させようとしている。ネットワークによって、組織同士を隔てる壁が少しずつ溶けはじめ、膜に変わるという発想だ。それは、従来の組織改革「組織の壁を壊し、取り払う」という発想とは異なる、「組織の仕切りは残しつつ外部とのコミュニケーションを促がす」というやり方である。

NPOを社会の触媒やホルモンとして機能させる

このような展開においては、NPOや社会起業家等がいわば社会の中の触媒やホルモンの役割を担い、離れた組織同士を結び組織の壁を溶かし膜に変え、社会に潜在する機能や価値を浮上させていく役割を担うことが期待される。

霞ヶ浦をモデルにした取り組みは、いま全国に広がりつつある。このような展開の背景には、組織も新制度も無いものは、既存の枠組みに囚われない新しい発想である。新しい公共とは、多様な人々や組織

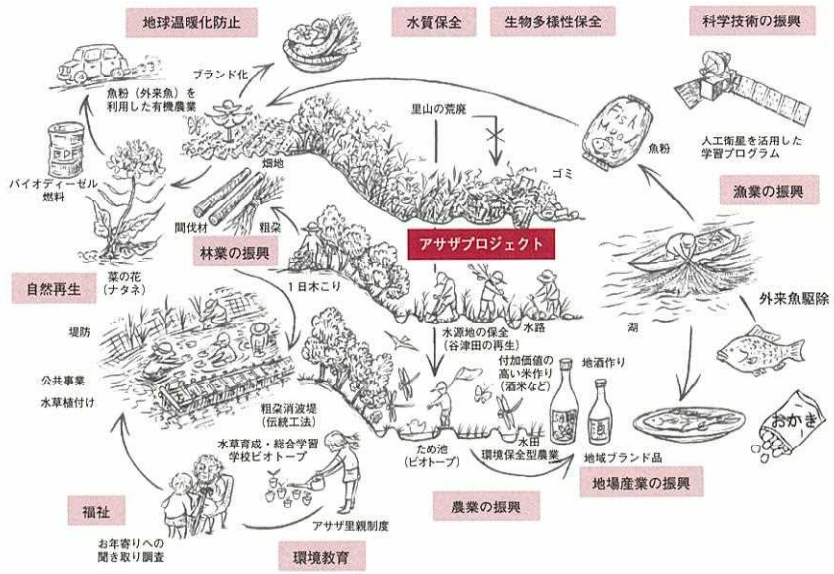


図. アサザプロジェクトによる循環型公共事業

が持つ物語が出会い、そこから新たな物語が次々と生成され続ける場である。地域には、既存の縦割り型発想では出会うことが無かった人々や組織が数多くある。それらを触媒やホルモンとしての機能をもつNPO等が結び付けていくことで、地域に眠る潜在的な価値を次々と掘り起こしていくことができる。出会いの可能性は膨大にある。

「新たな公」による

コミュニティ創生支援モデル事業

赤谷小学校区連携協議会の取り組み



小木 繁樹

国土交通省北陸地方整備局建設部
計画・建設産業課計画・景観係長

はじめに

国土交通省ではコミュニティ（草の根）レベルの地域の発意に根ざした地域づくりの新しい道筋をつけるため、平成二〇年度に『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業』を創設しました。これは地域活性化や国土管理上の諸課題に対応するため、地域への誇り・愛着を共有する個人、NPO、企業等の多様な民間主体を地域づくりの担い手（「新たな公」と位置づけ、本モデル事業をきっかけとして持続的な活動の定着を目指し、支援するものです。赤谷小学校区連携協議会

（以下「協議会」という）による地域づくりの取り組みは本モデル事業に応募があり選定された中の一件ですが、地域住民を中心に行政や大学等が連携して活動した事例として紹介します。

地域の現状と課題

赤谷地域は新潟県新発田市の最東端に位置し、四つの集落から成る中山間地域です。かつては鉱山の町として栄えましたが鉱山の閉鎖や農業情勢の変化に伴い平成二〇年七月時点で人口は五七五人、六五歳以上の占める高齢化率も四八・九％となっています。これまで各集落において過疎化への対策

組織が創設されましたが、マンネリ化、高齢化により活動は停滞していました。一方で、各集落においては「高齢者の生活交通の確保及び災害時の避難誘導」「耕作放棄地の拡大」「猿による農作物被害」など地域単独では解決困難な問題が多く山積していました。

取り組みの内容

地域住民と新発田市役所、さらに元の敬和学園大学から協議会が平成二〇年十月に立ち上がり、①相互扶助強化（防災・安全対策）②生活環境向上（集落間交通）③地域資源掘り起こし（地域歴史調査、伝統行事の再現）④コミュニティビジネス検討（イベント、特産品、生活市場）のテーマ毎に四つ部会が組織され、それぞれの部会が時には互いに連携し合い活動に取り組みました。各部会の主な活動概要は次のとおりです。

a) 集落間連携の再構築

協議会が中心となり自主防災組織を

立ち上げ、緊急時における地域全体の連絡網及び避難場所や避難経路を表示したハザードマップを作成し全戸へ配布しました。また、協議会の取り組みや各活動の状況などを記載した広報誌を発行し、地域外在住の赤谷出身者へも配布しています（写真1）。

b) 高齢者支援

公共バス路線外にある集落の生活交通を確保するため、住民の意見とニーズを把握し、住民からボランティア運転手を募り、近隣バス停及び診療所までの週一回完全予約制によるボランティア送迎を実施しています（写真2）。また、火災警報器設置義務化に伴い協議会が取りまとめを行い、高齢者世帯向けの雪下ろしサポート制度も導入しました。



写真1：赤谷通信を地域出身者に配付することにより「ふるさと赤谷」への関心が深まり、週末帰省者の増加につながりました



写真2:高齢者の生活交通対策としてのボランティア送迎は地域コミュニティ形成の役割も果たしています

c) 地域ファンの獲得

地域資源を活用したイベントの運営に敬和学園大学の学生も参画し、イベントを通じて「赤谷サポートクラブ」創設に向けたモニターを募集しました。モニターの意見を取り入れながら検討を重ね、地域ファンとして実効的組織へとつなげていく計画です。

d) 耕作放棄地対策

耕作放棄地となっていた畑を利用して棚田オーナー制度を構築し、地域外からオーナーを募り、そばを栽培、収穫、そば打ちまで体験できるイベントを開催しました(写真3)。

e) 猿害対策

獣害対策アドバイザーを招いた「猿



写真3:「そばオーナー」が自分で育てたそばを栽培して食べるまで頻繁に赤谷を訪れ、地域住民とのふれあいが育まれています

害対策講演会」及び現地指導を実施し、捕獲箱の設置、追い払い活動、忌避剤の設置、出没情報のデータ化を行いました。

取り組みの成果

本活動においては個人のそれぞれの役割に光を当て、過重負担とならないような配慮のもと、一つ一つの課題に地域が取り組んでいます。最も大きな成果としては、地域住民自身が傍観者でなく当事者であることを認識し、活動によって状況が好転することを肌で感じる事ができた点であったと言えます。活動を通じて各方面と「連携・協働」が図られ、特に地域の最重要課

題であった高齢者の生活交通対策につ

いては、新発田市役所の各担当部署からアドバイスを得られたことや、多数のボランティア運転手の登録があったことにより、ボランティア送迎の実現に結びつきました。また、ハザードマップの作成についても消防署、地区消防団、地区民生委員とも情報を共有し、交流イベントの実施には市内の敬和学園大学の参画を得るなど、協働で取り組むことにより、新たなアイデアや効果的な方策がもたらされました。このように成果が現れたことは参画した地域住民の自信になるとともに、活動への理解と共助の意識が醸成され、できるだけ女性にも中心的な役割を担っていたりすることで、人材の掘り起こしにもつながっています。

また、イベント参加者の中から赤谷サポートクラブへ登録する人も増加し、一過性ではない信頼関係のある交流が生まれています。

今後の展望と課題

長年、地域の課題となっていた「高齢者の生活交通の確保及び災害時の安全避難誘導」や「地域資源の掘り起こし」についてはある程度目処が立ち、

ボランティア送迎に関しては新聞で紹介されたことで近隣市町村から問い合わせがあるなど大きな反響がありました。さらに、検討を重ねてきた「そばオーナー制度」に多くの参加者が集まり、少しずつですが資金調達の芽が出てきたことは、今後も活動を継続していく上で明るい材料です。都市住民などの赤谷サポーターやそばオーナーとの交流をいかに継続し、真の絆に結びつけるのが大きなポイントになると思われま

す。その一方で、「猿害対策」については様々な対策を実施しましたが抜本的な対策には至らず、深刻な被害は農産物の活用計画に影響を及ぼしています。このように地域の抱える課題は解決に長期間を要する場合が多いため、これからも粘り強い対応が求められている状況です。

これまで築きあげた成果を今後につなげるべく、北陸地方整備局においても活動する団体のフォローアップや団体同士の横のネットワークの構築、地域の課題とニーズの把握に努め、活動が継続していくようにこれからも協議会と一緒に考えていきたいと思

住みやすい地域創生のための人づくり

おうみ未来塾が実践する「地域プロデューサー」養成講座

午前の講義

空気の澄んだ秋晴れの休日、琵琶湖を見下ろす長浜城地下の会議室で、おうみ未来塾が主催する十一期生第七回目の本講座「地域を創る2」が始まった。講師は長浜市の中心市街地活性化に長年関わっている長浜まちづくりの吉井茂人さん、もうひとりには起業人の育成に携わるネイチャースケープの中川芳江さんだ。

「地域を創る」は、地域の課題を解決し、そのための事業を組み立てるための実践的な学習である。前回の「地域を創る1」では、二〇一〇年長浜市と合併した旧余呉町を訪れ、実際に余呉の地域でまちづくりに携わる人たちの話を聞いてまわった。そして今回、本庁所在地である長浜市中心市街地の現状を見聞する。ちなみに今回の「地域を創る3」では、1・2のフィールドワークをベースに事業プランを立て、企画書を書く。

講師の吉井茂人さんは、約三〇年にわたり長浜の中心市街地活性化を推進し、支えてきたキーマンだ。長浜といえば、八〇年代から積極的にまちの振興策を打ち出し、地方の中心市街地活

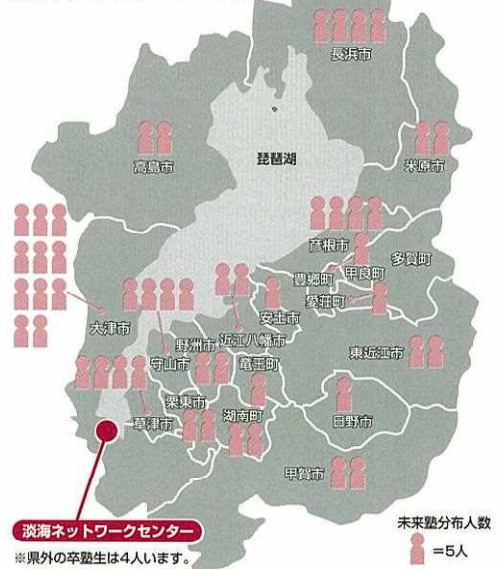
性の成功例として常に注目されてきたまちである。

講義では、長浜のまちづくりの経緯、事業内容、組織形態などを大づかみに紹介し、現在中心市街地が抱える問題へ言及していった。課題は、この地方都市も抱える人口減少と高齢化。まちなかには、多くの観光客にぎわっているように見えるが、虫食い状態の土地開発、町内の独居老人の問題などをあげた。特に空き店舗対策には力を入れていて、現在進行中の活用例などを示した。その他、まちづくりのコンセプトや新しい事業内容などを盛り込み、五〇分の持ち時間はあっという間に終わった。

二コマ目の講義は、中川さんが担当。今回の「地域を創る」のテーマで、塾生が地域の中でどう課題をみつめるか、事業や活動をどう組み立てていくかの概略を説明。そして午後に行う長浜のまち歩きでのポイントなどを話した。中川さんは次回「地域を創る3」の担

滋賀県全域の「おうみ未来塾」卒塾生の分布

(出典:おうみ未来塾パンフレット)



で、男性二〇名、女性が九名だ。社会に出て間もない人もいれば、定年退職後に何か始めようと思った人まで、多様な人が集まっている。十一期生は例年になく若い人が多いのが特徴で、平均年齢が三七、三八歳である。

塾を主催するのは淡海ネットワークセンター。このセンターは滋賀県内の非営利活動、ボランティア活動、市民活動を支援する目的で一九九七年に創設された財団法人である。県と県下の市町が出した基金をもとに運営されている。活動の内容は、市民活動に関する情報の収集や発信、助成事業、ネットワークづくり、組織運営サポート、人材育成が大きな柱だ。塾は人材育成の中核事業で、特に「地域プロデューサー」養成機関としての位置付けとなっている。

「地域プロデューサー」は、地域リーダーとも言え換えられるが、具体的には、地域の課題を見つけて、それをどう解決したらよいかを考え、行動を起こせる人、つまり地域の中で活動や運動を主体的に担える人のことをいう。こういう人たちを県内各地に増やそうというのが、「おうみ未来塾」の試みなのだ。応募資格は十八歳以上で、

市民活動をする意欲のある人だけ記してある。地域も限定しておらず、通うのが可能ならば県外でも構わない。

開講から十年は二年のカリキュラムを組み、一年目はリーダーシップトレーニングやコミュニケーション能力の開発、フィールドワークによって地域プロデューサーの基礎を学ぶ。二年目はグループ活動で、地域の課題を見つけて解決するための事業を起こすことに結びつけ、その成果を最後に発表する。過去十年間に行われた研究活動が、実際の地域活動につながった例も多い。

例えば、琵琶湖のヨシ原の保全活動を子どもたちの環境学習にしたり、ドキュメンタリー映画の製作を通じて地域再生を進めたり、休耕地に綿を栽培して地域ビジネスを起こしたり。これらの活動は塾をきっかけとして始まった。また、中山道の宿場に注目した八期のグループは、塾での活動中に新聞に取り上げられ地域の話題になった。地域独自の文化や資源を活用した、さまざまな活動が現在進行中である。塾は今年度から、カリキュラムを少し変更して（下図参照）、毎年塾生を募集していたものを隔年にし、研修期間を十六カ月に短縮した。これは二〇

2010年のおうみ未来塾のカリキュラム (出典:おうみ未来塾パンフレット)

基礎実践コース

1年目

(2010年6月~12月)

June	6	初旬 ●入塾式 6月13日(日) 「湖国のまちづくりを考える」 ・記念講演 木村至宏 成安造形大学附属近江学研究所所長 ・オリエンテーション ・おうみ未来塾生交流会
	下旬	●合宿 7月3日(土)~7月4日(日) 「湖国の地域をプロデュースするとは」 ・講師 北村裕明 おうみ未来塾塾長 ・ICT研修 ・リーダーシップトレーニング ・コミュニケーション
July	7	●講義・フィールドワーク・ワークショップ 「地域を協治する意味」
	8	●講義・フィールドワーク・ワークショップ 「地域診断法」
August	8	●講義・フィールドワーク・ワークショップ 「地域に学ぶ1 社会起業について考える」
	9	●講義・フィールドワーク・ワークショップ 「地域に学ぶ2 地域ビジネスの組み立て方」
September	9	●講義・フィールドワーク・ワークショップ 「地域を創る1」
	10	●講義・フィールドワーク・ワークショップ 「地域を創る2」
October	10	●グループワーク 「グループ編成・計画書づくり」
	11	
December	12	

地域プロデューサー像について学ぶ合宿を行い、さらに、リーダーシップトレーニングやICT(ブログ、メールなど)、コミュニケーションという基礎能力を学びます。

社会性と事業性を兼ね備えながら、大きく地域をマネジメントする方法を学びます。

地域で活動する前に、まず地域を知る方法を専門的に学びます。

市場の仕組みを利用し、社会の課題を解決する社会起業と呼ばれるものの考え方について学びます。

実際の現場のビジネスモデルを参考にし、塾生で考えたビジネスモデルを企画書に落とし技術を学びます。

グループ活動に入る前に、これまで学んだ地域診断やビジネスモデル構築の手法を実際の地域で試す機会です。

創造実践コース

(2011年1月~10月)

January	1	●地域プロデューサーのためのグループ活動
	6	●中間発表会
June	6	
	10	●成果発表会・卒塾式
October	10	

地域会ネットワーク利用

おうみ未来塾の卒塾生の地域ごとのネットワークである「地域会」に参加し、グループ活動のヒントや、新しい活動につながる出会いを得ます。

運営スタッフへ相談

おうみ未来塾卒塾生が、おうみ未来塾運営スタッフとして、それぞれのグループ活動の相談相手になります。

○名を超える既卒の塾生のフォローアップを重視したためで、今後は新たな人材を育てると同時に、卒塾生の積極的な支援も行っていく。

午後のフィールドワーク

さて、午前中の座学が終わると、塾生全員で歩いて五分ほどの中心市街地へと向かった。そこで吉井さんの話を念頭に、まち歩き開始。案内役は市内に住む塾生の大橋優子さん。自身で収集した観光マップやまち歩きマップをみんなに配り、メインストリートや新しく整備した店舗など、ひと通り案内する。日曜日で天候もよく、たくさんの人でにぎわうまちに出た塾生たちは、思い思いに写真を撮り、メモをしながら歩く人もいた。

商店が軒を連ねる中心エリアを見てまわると二時過ぎに。そこでランチタイムとなる。塾生は長浜名物の郷土料理として有名な「焼鯖そうめん」派と「のっぺい汁」派に分かれた。筆者は「のっぺい汁」派に合流。食後に、入塾の動機やこれからの活動について聞いてみた。

大津市に住む梶卓司さんは、「最近町内の自治会に関わって地域に目がいく

ようになった」と話し始めた。居住するまちは高齢化が進み、地域のお祭りもできない状態なのだという。この塾のことは、ツイッターで知り合った人に教えてもらった。入塾してやってみたいことは、「食べ物に興味があるの」で、琵琶湖に棲息する淡水唯一のマスであるピワマスを全国の料理店に広げてみたい」と起業プランを語った。

長浜の案内役をかってでた大橋優子さんは、四年前に愛知から長浜へ嫁いで来た新米市民だ。現在は子どもや障害者の人たちに絵を教えていて、アトで人やまちを元気にしたいと思っている。市の中心から少し離れたところに居住。ここでも人が少なくなっており、「地区の婦人会などに出ると若い人がいないと嘆くが、その人の息子が家を出て都会で働くことには疑問を感じていない」と、日ごろ感じている矛盾を話す。

山本泰裕さんは、二〇代のころから地元米原を盛り上げたいと思っていたが、勤務先が遠く、地域との接点がなかなかもてなかった。数年前に近くの公民館で未来塾を知った。仕事は建築設計だが、ここではもののデザインを通して、地域の役に立ちたいと思っ

「地域を創る2」講座の一日



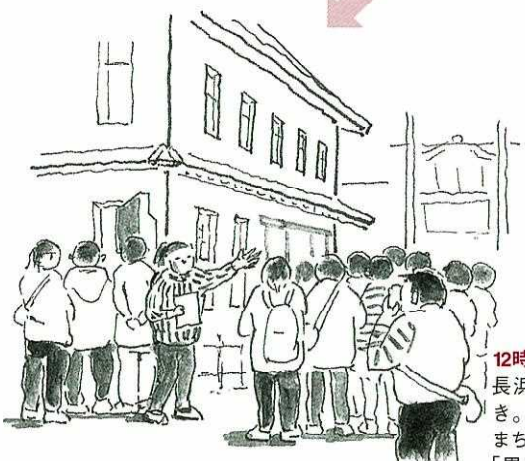
9時半／会場
長浜城の地下集会室に集合



11時～／講義2
中川芳江さんの「まちの見方、課題の見つけ方」の講義。企画書をつくる時に必要なポイントを説明する。



10時～／講義1
吉井茂人さんの「長浜中心市街地のまちづくり」の講義。いろいろな資料やデータを使って説明。



12時～／フィールドワーク
長浜の繁華街のまち歩き。古い銀行を改修し、まちのシンボルとなった「黒壁ガラス館」の前で説明する大橋優子さん。

いる。一方身近な心配ごともある。実家は農業を営む。会社員の兄が定年後に継ぐというが、そんなに簡単なことではないと危惧する。将来農業はどうなるのか、農地や山林はどうなるのかと話した。

県外、高槻市から参加している牧野宏美さんは、大学時代から地域ビジネスに興味をもっていた。特に地産地消などに興味があり、それらに関連したビジネスに主体的に関わりたいと思っている。この塾では、お金がまわる仕組みづくりを学ぶつもりという。

そして京都から参加する水谷友香子さんは、地域で活動する人と仕事をする機会が多い。組織の一員ではなく個人として、具体的に地域の現場に学び、地域に関わりたいと思っている。その中で自らの価値観を問い直し、自分の枠を拡げて協働のあり方を柔軟に考え、仲間とともに課題を解決していきたいと思っている。

塾生たちはすでに社会に出て働き、経験や学習を積み中でさまざまな思いを抱えて集まってきていた。

まちの住みやすさは、人次第

「地方の時代」と言われてもう何年

経つだろうか。未だに地方経済は疲弊し続けているし、人口は都市に集中し、少子・高齢化は進む一方である。しかも、能力のある人、目端が利く人材は地方から都会に出てしまうことが多い。地域にいるのは、「なんとなく住んでいて、問題意識はないけど不安や不満はあるって人が多いのではないか」と、塾生のひとりが話した。地方に住んでいるからこそ実感なのだろう。

事務局スタッフの膽吹憲吾さんは「地方は合併で自治体の議員も減少し、ますます少数者の声が行政に届かなくなる」と、厳しい地方行政のこれからを見通す。「この塾は、地域プロデューサーを「育てる」場ではなく、「育つ」場にした。つまり手とり足とり上から指導するのではなく、自発的にものを考え行動する場づくりであることが重要です。だから個人の能力をいかに伸ばすかが「主眼」とする。困ったこと、不便なことがあっても、自律した個人の知恵と行動力で解決する。そんな人があちこちにおいて、しかも孤立しない環境があれば、地域の暮らしはもっと活気づくし、楽しくなるような気がしてきた。

取材・文〓西山麻夕美(フリーライター)
イラスト〓河合睦子



フィールドワーク
まちなかで、説明を聞いた、写真を撮ったり。商店街では古い建物の利用方法を見たり、裏手の水路に注目したり。



16時~/解散
もう一度まちに出て、気になる場所をチェック。ちょうどイベントがあり、曳山博物館で子ども歌舞伎を上演。しばし、見入る。その後、家路につく人、2次会に行く人、三々五々の解散となる。



14時~/昼食とディスカッション
「のっぺい汁」派は古い民家を改造した店で食事。塾生たちはまちに対する熱い思いを話したら、なかなか止まらない。

卒塾生の報告書
未来塾のカリキュラムがすべて修了すると、どんな人たちが、どんな活動を行ったか、1期ごとに報告書がつくれる。今年で10冊目の報告書ができあがった。



地質リスクマネジメントの必要性和 地質リスク学会の活動

（株）建設技術研究所 取締役常務執行役員
佐橋 義仁（地質リスク学会会員）



第1回地質リスクマネジメント
事例研究発表会

地質リスクとは

工事コストのみならず維持管理費を含めた事業コスト、さらに社会的費用、時間的費用を含めた総コストの形成要素・形成プロセス（これをコスト構造という）の中で、「地質条件そのもの」と「その不確実性」が大きな影響力を持っている。

従って、事業コストと工事コストに責任を有する立場にある者は、地質条件の変化による大幅なコスト変化が本当に予見し難き事象であるか、予見できるとしたならば誰がどのような条件のもとで不確実性を小さくできるか、などの議論を提起し説明責任を果たさなければならぬ。ここで、地質リスクとは「地質（に係わる事業）リスク」であり、「事業コスト損失およびその不確実性」と定義している。

地質リスクマネジメントの要素

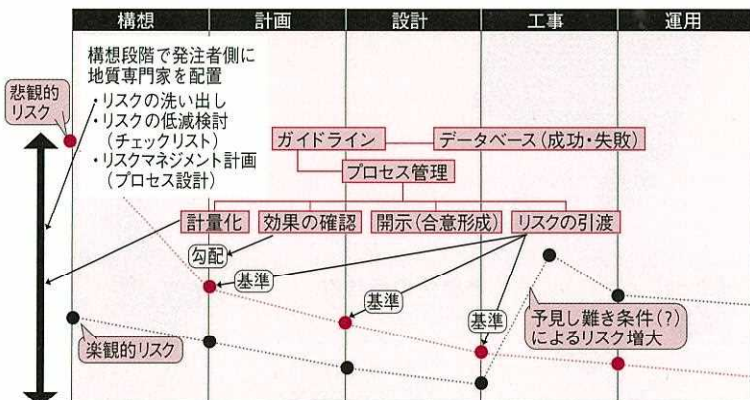
地質リスクマネジメントのイメージを図表1に示す。

まず、想定されるリスク（悲観的リスクと呼ぶ）を全て抽出し、プロセスに沿って一つ一つ処理し、リスクを低減しながら段階を進めて行くもので、横軸（図表1は時間）をリスク低減のための費用と考えれば、勾配が地質技術・地

質調査の「投資効果」を表現する。この勾配から地質調査妥当投資額を導きたいと考えており、勾配を大きくするために技術顧問（発注者支援者）を雇うことも考えられる。また、段階を進むに当たっては何らかの基準を満足する必要がある。以上のことから、このマネジメントシステムを運用するためには、①発注者の側に立つ技術顧問、②リスク計量方法、③プロセスマネジメントシステム等の整備が必要になる。

まずは事例データの収集

地質リスクマネジメントを構成する要素のうち、「②計量化」は最大の課題である。このため平成十九年度のJACCIC（財）日本建設情報総合センター）の助成研究において、事例のタイプをA型（地質リスクを回避した事例）、B型（地質リスクが出現した事例）、C型（出現したリスクを最小限に回避した事例）に分類し、それぞれマネジメントの効果を図述できるデータ様式（案）が作成されている（図表2）。様式の説明および課題は「地質リスクマネジメント入門（オーム社）」（書評欄・三五頁参照）に記載されている。事例を統一的な様式で収集し、過去の経験知をマネジメントシステムとし

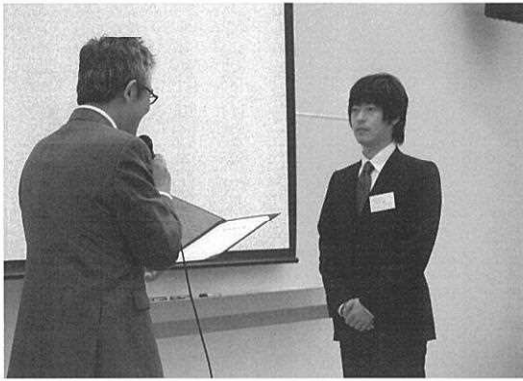


図表1. 地質リスクマネジメントのイメージ

て構築するためには、地質リスクに関する多様な組織が参加しやすい「情報共有の場」が必要であり、「学会」が望ましいと考えられた。

地質リスク学会の設立

地質リスク学会（会長・渡邊法美・高知工科大学教授、副会長・小笠原正継・（独）産業技術総合研究所）は、地質リスクマネジメントへの期待と課題を一身に背負って平成二十二年一月二〇日に設立された。当面、Web上の



事例研究発表会で優秀論文賞に輝いた
(株) 荒谷建設コンサルタント・阿川展久さん

バーチャル学会として活動し、主に事例収集とWebコンセプト会議を考えている。事例は常時受け付けているが、それぞれの事例の内容を共有し議論する場として年一回の事例研究発表会を行うことを考えている。Webコンセプト会議は、学会会員の募集とあわせて「概念」の議論を行い、地質リスクマネジメントの体系的認識を普及しようとするものである。

現在会員数三五五人。Web上なので会費は無料。どのような領域の人が会員になるか楽しみである。事業執行に係わるあらゆる層の人たちが全てのプロセスにおいて地質に関してマネジメントを競争することで、「ともに共

創」する場を構築したいという渡邊会長の思想を具現化したい。

事例研究発表会

九月二四日に全国地質調査業協会連合会と共催で「第一回地質リスクマネジメント事例研究発表会」を開催した。国土交通省国土技術政策総合研究所の後援を得た他、(独) 土木研究所、(独) 港湾空港技術研究所、(独) 産業技術総合研究所、(社) 地盤工学会関東支部、(社) 日本応用地質学会の協賛を得た。

午前中は、協賛を得た組織から「地質リスクに関する取り組み状況」の報告があり、地質リスク学会からも小笠原副会長が「建設工事におけるジオテクニカル・ベースライン・レポートガイドライン(米国土学会出版の工事契約における地盤リスク分担の基準値に関する解説書) 翻訳事業」の紹介を行った。

午後は、十八件の事例が発表された。A型九例、B型二例、C型四例、その他三例で、対象構造物でみると、道路法面六例、基礎杭三例、トンネル三例、地すべり二例、河川二例、その他二例であった。また、マネジメントの対象(効果)は、コスト縮減、工期短縮の他、防災、安全、周辺環境保全など多岐に

図表2. データ収集様式(例)
(A. 地質リスクを回避した事例)

対象工事	発注者	
	工事名	
	工種	
	工事概要	
	①当初工事費	
	当初工期	
リスク回避事象	予測されたリスク発現時期	
	予測されたトラブル	
	回避した事象	
	工事への影響	
リスク管理の実際	判断した時期	
	判断した者	
	判断の内容	
	判断に必要な情報	
リスク対応の実際	追加調査	
	修正設計	
	対策工	
	追加調査	
	修正設計	
	対策工	
変更工事の内容	②合計	
	工事変更の内容	
	③変更工事費	
	変更工期	
リスクマネジメントの効果	間接的な影響項目	
	受益者	
	費用(①-③-②)	
	工期	
	その他	

今後の展望

渡った。民間の地質技術者の発表が多く、発注者からの発表は三件に止まったが、発表後の質疑応答においてはマネジメントにおける発注者の判断・決断が重要との意見が出された。フロアの発注者からも、現場や制度の制約によって十分な地質調査を実施したいと思っけていても、できない状況もあることなど数々の意見が述べられた。

二五五人の参加があったが若い人が多く、活発な意見交換は懇親会の場にも及んだ。今回事例紹介は十八件であったが、数の割には幅広い領域を網羅でき、今後の事例および会員の募集に弾みがついた。

まずは事例を集め、地質リスクマネジメントの全体像を把握したい。当面、地質リスク学会に参加する会員の意見と集められた事例から学会での議論の方向性を導き出していければと考えている。そのことによって地質リスクマネジメントの潜在的ニーズも把握したい。ただ、地質調査が妥当投資額内かどうかを判断するための「マネジメント効果の計量化」にはこだわりたい。そして、地方自治体で公共工事の地質リスクに関与しておられる方々には、学会に参加し情報交換・情報共有されることをお勧めいたします。

私

私たちの暮らしを支え続けて
いるのは土木建設業です。
あるいは「地域建設業の危機が、ひい
ては地域住民の安心・安全を脆弱化さ
せています」。

こうした建設業が地域に果たす役割
について一般社会や住民が自分たちの
問題として受けとめる場面は稀であ
る。そして、地域建設業の衰退が、昨
今の大規模化している災害対応や老朽
化した社会資本の維持・補修に与える
影響への危惧が、マスコミや茶の間の
相上り上ることも少ない。

だが、宮崎県で発生した口蹄疫封じ
込めの最前線で、宮崎県建設業協会
の会員を中心とした地元建設業者による
昼夜兼行の貢献は、地域社会と建設業
の密接な関係を示した事例でもある。

二〇一〇年十一月中旬、同協会の永
野征四郎会長（九州建設業協会会長・
全国建設業協会副会長・全国建設産業
団体連合会副会長）を訪ねてその経緯
を振り返っていた。

地域の危機を守った地元建設業の貢献
二〇一〇年四月二〇日に最初の感染
が確認されてから七月二十日に非常事

暮らしと安全を支える地域建設業

～口蹄疫に立ち向かった宮崎県の建設業従事者～

取材協力（敬称略）

宮崎県建設業協会 会長 永野征四郎
専務理事 岡田 義美
常務理事 本田久之輔

を土中に埋めるという難作
業である。深さ四メートル
以上を掘って埋却溝を確保
する技術と、大量の重機を
使った専門オペレーター支
援、そして何より地域の危
機を救うという役割と使命
が、地元建設業界に求めら
れたのである。

それを受けて五月十一日、
宮崎県建設業協会会長名で
各地区建設業協会会長へ、
オペレーターや重機等の協
力体制が要請される。



深さ4～5mを要した埋却作業は、掘削、家畜埋却、埋め戻し、全体消毒といった手順で、過酷な条件下におこなわれた

態宣言解除が発表されるまでの二二〇
日間、宮崎県の建設業界にとって未
曾有の経験となった。

宮崎県口蹄疫防疫対策本部長となっ
た東国原知事から、宮崎県建設業協会
会長宛に防疫対策協力の正式要請文書
が届いたのは五月七日のことだった。
要請の主たる目的は、殺処分される家
畜の埋却、すなわち膨大な数の牛や豚

しかし、災害対応といった従来の社
会貢献では経験したことのない全国で
も例の少ない異分野への協力、しかも
最前線である。とっぜん、その実態は
日々過酷を極めていった。一日平均約
三〇〇〇～四〇〇〇頭にもなる家畜の
運搬と埋却という一番ハードな役目を
担った。二四時間態勢の昼夜兼行は、
南国の梅雨真っ最中に慣れない防疫服
に包まれて汗まみれとなり、家畜の叫
ぶ断末魔は飼主たちの悲鳴でもあっ
た。それらとそのまま向き合った作業

は、地域貢献と呼ぶにはあまりに壮絶
に過ぎた。埋却作業終了まで現場と自
宅往復以外の移動を禁じられ、それで
も正確な作業と安全管理に邁進した。
感染拡大を防ぐ道路上の消毒ポイント
設置、通行車両タイヤの消毒も着実に
成果を出していった。
七月に入ると、家畜約一九万頭が殺
処分される過程で投入された重機の延
べ数は、バックホウ二七三三台、ダン
プ・キャリー一五四九台、ユニック・
アルミトラック二五二台、タイヤショ



地区建設業協会による地域社会貢献活動（側溝清掃）

ベル五三三台、ブルドーザー一〇二台、クレーン三六台にもなった。県内のレンタル協会も献身的に協力した。重機の移動下敷きや床掘りの鉄板約二万七〇〇〇枚は福岡などから運ばれた。だが、移動制限のためオペレーターなど域外からの協力は望めない。埋却作業に五〇五八人、消毒作業に六八九六八人、延べ約二万二〇〇〇人の建設業従事者が、口蹄疫封じ込めの最も厄介で重要な役割を担った。人身事故ゼロは、奇跡に近いと言われた。

そして七月二十日、家畜の「移動・搬出制限」と外出やイベントの自粛を強いられていた宮崎県内の「非常事態

宣言」は全面解除、翌月の二十日、口蹄疫の終息宣言が全国へ向けて県知事から出されたのは周知の通りである。

地域社会と建設業の密接な関係

日本全国そして世界中から注目された宮崎県の口蹄疫問題ではあるが、その真つ只中で活躍した地元建設業の話題に及ぶことはなかった。延べ約二万二〇〇〇人の地元建設業従事者が家畜の運搬や埋却などの作業にフル稼働して、終息宣言が出された後も車両の消毒作業にあたった。建設業関係者の貢献と苦渋を知る人は多くない。なぜなら、防疫フェンスやシートに囲まれた埋却作業には報道規制がかかり、バックホー二台で作業する自衛隊の様子だけが繰り返しテレビ画面に流れた。最も過酷で重要な仕事は、人々の目に触れさせない配慮から最後まで封印されていたのである。もちろん、宮崎県建設業協会はじめ高鍋、小林、西都、宮崎、日向、東諸地区の協会に対しては、全国建設業協会からその献身的協力に對して功労者表彰がなされたのであるが、一般の人たちは知るよしもない。だが、今回の地元建設業に対する命懸

けの地域貢献は、建設業と地域社会に關わる模範と大きな問いかけを残した。模範とは、地域を危機から守るといふ使命感で作業にあたった地元建設業者（宮崎県建設業協会会員企業）の献身が、宮崎県内での終息に寄与したことであり、同時に、地域にとって建設業の果たす役割とは何かを示した。

「宮崎の産業、経済を支える。さらには九州全体、日本国土の問題、地球環境の問題、そこまで視野に入れながら住民の安心・安全な生活を守る。それを常に公共事業の中の役割分担として取り組む。それが、われわれ建設業の大きな命題であり、使命である」と永野会長は考えている。そのために蓄積したノウハウ、技術を地域に活かすことが出来るという自負もある。

しかし、永野会長の抱えるシレンマは、建設業全体が抱える問題でもある。一つは、そうした地域建設業の必要性を県民や国民、一般の人たちからきちんと理解されていない。地域に果たしてきた役割や価値を知らされていないから貢献評価もあがらない。日本のよつに天変地異の多い国土の保全にお

いて、多発する災害に対処していくには、地域住民の理解と協働は不可欠な要素となってくるだろう。

二つ目は、土木建設業に対する世間の風潮から若手土木技術者の確保が厳しくなっていることである。「大切な仕事なんだな、ああいう仕事をやりたい、と若者が思える環境整備が必要」と永野会長は訴える。「地域から、地方建設業のあり方と方向性を示したい」。永野会長はそのためのステップとして、産官学による論議を重ねた提言の取りまとめを進めているところである。

そんな折、宮崎県建設業協会に県内小学校児童から一通の便りが届いた。「口蹄疫まん延防止のお仕事おつかれさまでした。私は、有田橋の近くに住んでいるので、出かけるときや、かいもの帰り道に消毒プールを利用していました。私は、みなさんのことを見て、かいものなどが出来るのもみなさんのおかげだなと思いました…」。それは何事にも代えがたいメッセージだった。「地域の住民が安全で安心して住めるよつに」といつ願いは、しっかりと届いていたのである。（文責・編集部）

城下町金沢の 創造都市づくり



宮本 南吉

北國新聞社 社会部記者

金沢の街はテレビや旅行雑誌でよく「小京都」と表現されます。声を大にして言いたい。それは誤解なんです。金沢はあくまで「加賀百万石の城下町」。現に金沢市は二〇〇八年度いっぱい、各地の小京都が加盟する全国京都会議を退会しました。

金沢と京都では、まず街の構造が違います。京都の街は比較的平坦で基盤の目なのに対し、金沢の街は起伏に富み、城を中心とした円形構造で、惣構と呼ばれる堀と土塁で取り囲まれた城塞都市です。京都も豊臣秀吉が築いた御土居という大規模な惣構で取り囲まれていましたが、金沢の都市構造はむしろ江戸に近いとの指摘もあります。

文化はどうでしょう。京都は公家文化、町人文化。一方の金沢は、俳諧など町人文化や一向一揆以来の

真宗文化も大きいですが、基本的には武家文化の街です。加賀友禅のような雅な魅力はもちろんですが、剣士が獅子と戦う加賀伝統の獅子舞など、武張った文化を忘れちゃいけません。北國新聞社は昨年、アスミック・エース、松竹などと映画「武士の家計簿」を製作しました。金沢の武士の一家を描いた心温まる物語で、主演は堺雅人さんと仲間由紀恵さん。ご覧いただければ「なるほど、金沢は侍の街だ」と納得してもらえそうですね。

わたくし、ことあるごとに「金沢は小京都にあらず」と宣伝しているんですが、ある時、地方紙の集まりで、京都新聞のベテラン記者から「そんなこと言うヤツに限って京都が好きなんや」とつつこまれました。ご指摘通り、京都が大好きです。しかし、だからといって「金沢＝小京都」にはならない。各都市がそれぞれの個性で勝負する時代ですから。

城下町金沢の特徴を簡単に、ご紹介いたします。城下には「おとこ川」の犀川、「おんな川」の浅野川が流れ、二つの川の間で金沢城と兼六園が存在感を示しています。ひがし、にし、主計町という三つの茶屋街があって芸妓さんが色香を放ち、寺町、卯辰山山麓、小立野という三つの寺院群が味わい深い趣を漂わせています。特に、おんな川界隈は、ひがし、主計町の両茶屋街が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されているうえ、卯辰山山麓寺院群も今年、同地区選定に向け申し出が行われる予定で、金沢の風情が凝縮された場所の一つです。

それにしても、重要伝統的建造物群保存地区って長い名前だと思いませんか。重要無形文化財保持者

を人間国宝と呼ぶように、覚えやすい愛称があればいいと思うのですがねえ。

城下町の歴史を生かした都市整備を進める中で、時には難しいこともあります。例えば、二〇〇八年十一月施行の歴史まちづくり法に基づく支援事業が政府の二〇一一年度予算編成で廃止となり、支援事業の活用を見込んでいた金沢市は作戦の見直しを迫られました。さあ、どうなるでしょう。山野之義市長は今年の年頭会見で「歴史都市は金沢のブランドの一つであり、鋭意取り組んでいく気持ちは変わらない」と強調しました。昨年十二月まで二〇年間、市長を務めた山出保氏は旧町名復活など歴史や文化を大切にしたい街づくりに熱心でしたが、山野市長がどんな手腕を発揮するか、市民の注目が集まっています。

もう少し金沢の街をご案内いたしましょう。中心市街地には、藩政期から街を潤してきた辰巳用水、鞍月用水といったせせらぎが今も流れています。高度成長期には、用水の上にフタがかけられ、駐車スペースなどに使われていたところも多かったのですが、平成に入って「用水は金沢の魅力」と考え直し、フタをはずした経緯があります。見失っていた足もとの宝を再発見したわけです。

用水といえば、金沢出身の八田與一技師をご存じでしょうか。日本統治下の台湾南部で東洋一の灌漑ダムと一万六〇〇〇キロに及ぶ水路網の建設を指揮し、今も「農業の恩人」として台湾の人々に敬われている人です。八田技師も若いころ、城下町金沢の水の流れに親しんだことでしょう。その経験が水路



金沢21世紀美術館



長町武家屋敷

を築く土木技術を志すきっかけの一つになったかもしれません。八田技師については、北國新聞社と虫プロダクションなどが製作したアニメ映画「パツテンライ!!」をどうぞ。

金沢の特徴を考える時、細くて複雑な道も忘れるわけにいきません。城下町時代から街路の骨格が大きく変わっておらず、今も藩政期の城下図を見ながら街歩きが楽しめるんですから、すごいもんです。そうした入り組んだ道は、車で行くにはやや不便ですが、金沢の味わいの一つ。都市にとってメーンストリートのにぎわいは欠かせませんが、路地裏にある町家や職人の仕事場、駄菓子屋さんなども大切にしたい。「がきデカ」などのギャグ漫画から人間の内面を描く小説の執筆に転じ、金沢に居を移した山上たつひこ先生は、兼六園の徽輪灯籠や金沢城の石川門よりも、そうした街のにおいに金沢の魅力を感じると話していらつしやいました。

さて、金沢にも二〇一四年度に北陸新幹線がやってきました。金沢はJ.Rの駅と中心市街地が少し離れており、駅から街へ人を導く二次交通の充実が急務です。細い道が多い金沢にふさわしい交通手段を考える必要があります。小型低床バス「ふらつとバス」の路線拡充など手はいろいろあるでしょう。

新幹線が開業すると、人や消費活動を首都圏に吸い取られる「ストロー現象」の恐れがあると言われています。新幹線がやってきた都市の大半で、観光客が増えたのは最初の一年だけであり、リピーターが訪れ続けるのは京都くらいだという話もあります。ストロー現象を防ぎ、新幹線の開業効果を最大限発揮

するためには、都市の個性を磨き、人を引きつけることが必要です。

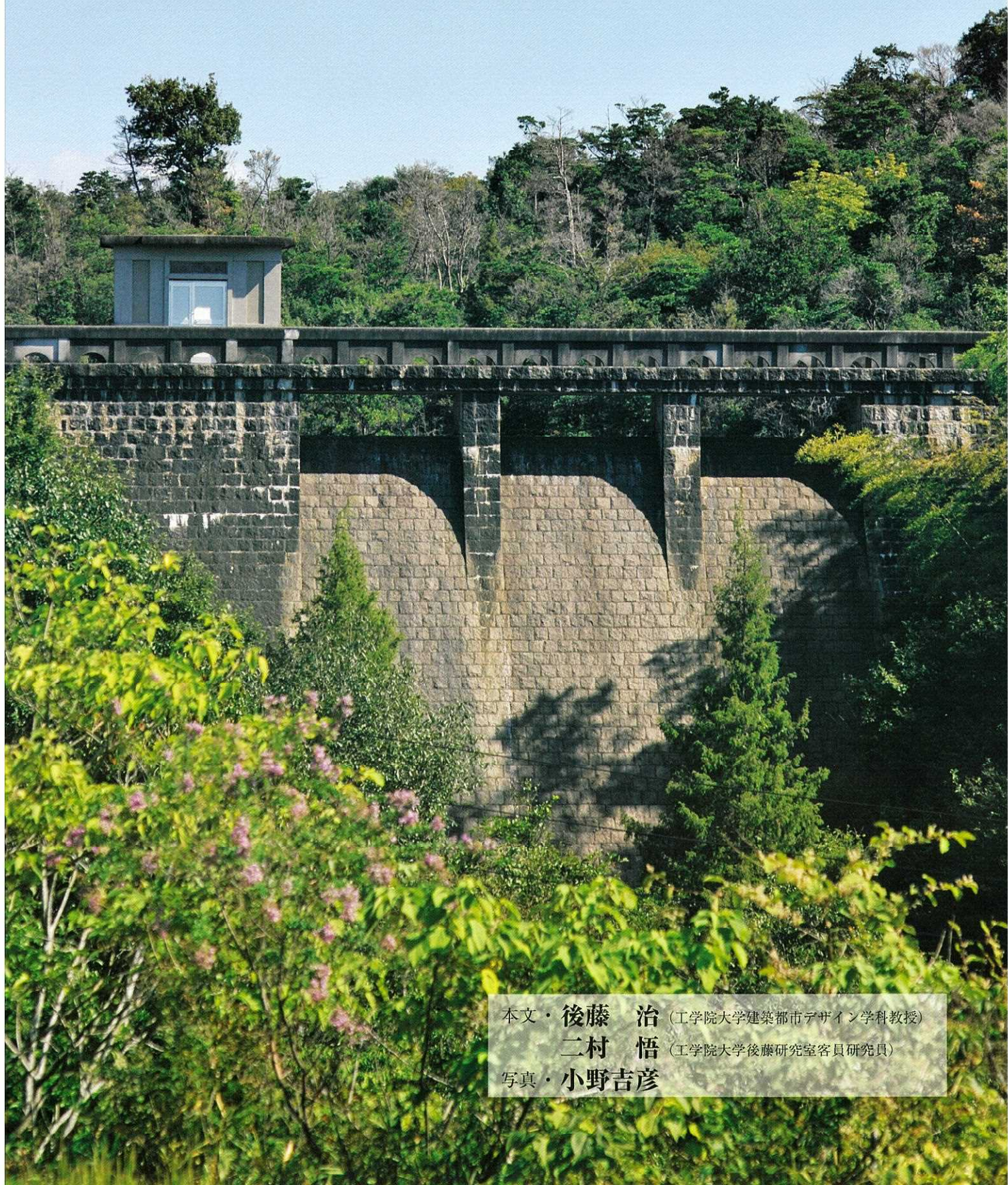
金沢の個性が何か考えると、例えば、城下町で培われてきた工芸の美がそうでしょう。京や江戸から一流作家を招いて技を吸収し、北陸の風土と美意識で独自に発展させた陶芸や漆芸、金工などが深く根付いている。人口一六万人ほどのこじんまりした石川県ですが、工芸の人間国宝が九人、芸術院会員が三人います。いわば工芸王国。ちなみに日本の金箔の九九%は金沢産なんですよ。

伝統工芸だけじゃありません。金沢城の隣に、現代アートが特色で年間一五〇万人が訪れる金沢21世紀美術館があります。金沢はユネスコからクラフト（工芸）分野で「創造都市」に選ばれたアートの街でもある。21世紀美術館キュレーターの高田めるろさん（京都のご出身だそうです）が昨年末、金沢の都市戦略を考える金沢学会で、こんな指摘をしていました。「東洋的な伝統と西洋的な近代が共存し、衝突して新たな物を生み出すのがアジア的な創造都市であり、そのモデルを示すのが金沢の役割だ」

先人から受け継いだ文化資産を守り、活用しながら、刺激や創造を加え、街に活気を生み出す。そうした営みは、金沢が小京都である限りは難しい。京都の文化・観光施策などのよい部分は学ばべきですが、それと小京都になることは違う。生意気を言うが、また京都の人から、しかられるかもしれないが、小京都にならない、あるいはリトル・トーキョーにならない気概は、今を生きる地方都市にとって、大事なことはです。

江畑溜池堰堤

山口県山口市阿知須



本文・後藤 治 (工学院大学建築都市デザイン学科教授)

二村 悟 (工学院大学後藤研究室客員研究員)

写真・小野吉彦

〈右・カラー〉

江畑溜池堰堤は、農業用に築造された最初期の重力式堰堤で、水資源の乏しかった阿知須町の農業を支える貴重な水源である。重力式堰堤とは、貯水池からの水圧を堰堤の重量で支える形式である



堰堤のすぐ脇には、「溜池竣工記念」と書かれた石碑が建つ

はじめに

山口県山口市阿知須町（以下、「阿知須」という。）では、水資源が乏しかったため、江戸時代から溜池を築いて灌漑用水とし、農業を行ってきた。その溜池の代表的なものに、昭和六年竣工の江畑溜池堰堤を用いた江畑溜池がある。今回は、江畑溜池を中心とする阿知須の溜池について、山口市阿知須土地改良区の武永輝男理事長に協力を得て取材を行った。

堰堤は、周囲の景観に溶け込み、自然の地形を生かした溜池の水面は、堤上からごく近い距離にあるので、歩いて水面に近付くことができる

江畑溜池堰堤

平成十三年十月十二日付で国登録有形文化財となった江畑溜池堰堤は、明治三十二年十二月に築造され、翌年七月一日の豪雨で決壊したものを、昭和になつて再建したものである。決壊後すぐに再建計画が立てられたが、

決壊で多大な被害を被つた下流域の住民の反対によって、その再建は断念されていた。それが、昭和二年十一月に山口県用の排水改良事業に基づき実施計画が立てられ、翌年から三年の継続の県補助事業として同年九月に起工、再建された。昭和六年三月二一日に行われた竣工式は、県会議員ら五〇〇余名を招待し、盛大に催されている。

日本でも最初期の粗石コンクリート造、重力式の灌漑用堰堤で、堤体表面に花崗岩を積み上げていく。堤長は六八・八m、堤高は一四・四mである。堤の中央部には半円形平面の取水塔が付く。貯水量は四五万m³、満水面積は一〇ha、流域面積は一・一五haで、現在も九二haの農地を潤している。現在、堰堤のすぐ脇に、昭和九年建立



の「溜池竣工記念」（題字・山口県知事・菊山嘉男）と記された碑がある。この碑には、監督者として山口県技

豊かに実った稲穂が、阿知須町における農業用水の充足を証明している



左・江畑、万年、黒谷という3つの大きな溜池以外にも、小さな溜池は街の至るところにあり、そこから流れ出る水は、今でも石積み水路を通して田畑へと送られている

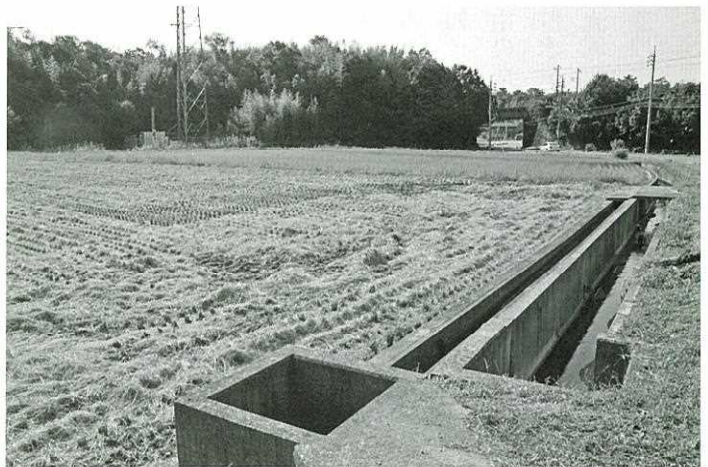
下・左側は、溜池から流れる水を水田へと流し込む水路、右側は道路際の側溝から続く雑排水の水路である。二つの水路は、完全に分離した状態で並行している

師・武富憲時、同技手・荒瀬長一、助手・兼重喜一の名が刻まれているので、彼等が工事の中心と考えて良いだろう。荒瀬は、後に大分県農林技師としての重要文化財・白水溜池堰堤水利施設（昭和十三年三月竣工、重力式コンクリート造）の工事を手掛けている。

万年溜池と黒谷溜池

江畑溜池の他に、阿知須の主な溜池に万年溜池、黒谷溜池がある。

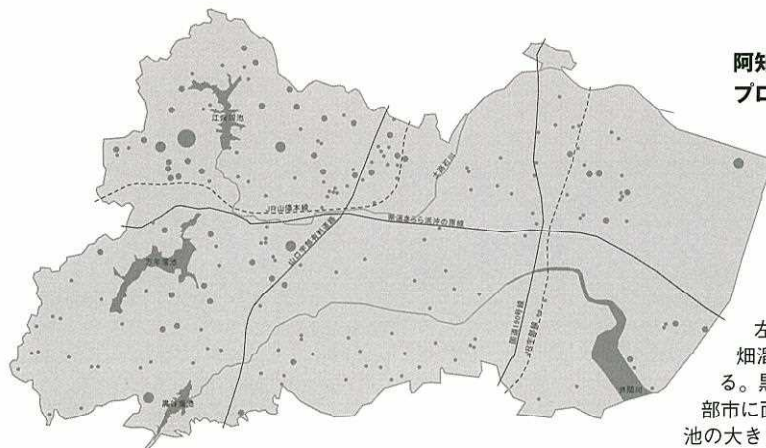
万年溜池は、元禄年間の築造と伝えられ、数度の増築を経て、安政六年（一八五九）の修復工事後に水面が約一〇倍になり、直接灌漑区域の田地は一三〇町歩に及んでいる。近年では、昭和三九年に老朽化による補強工事が完了し、水面が約三〇cmかさ上げされて貯水量が増大し、余剰分は補水として黒谷溜池へと送られるようになっている。黒谷溜池は、耕地整理事業とし



て畑地約五四町を田地とするよう造られたもので、明治三八年七月七日に起工、明治四十年一月十二日に竣工している。

江畑溜池は、万年溜池とパイプラインで繋がり、万年溜池と黒谷溜池が枯渇すれば、自動的に江畑溜池から補水される仕組みとなっている。この水循環による反復利用によって安定した水の供給が可能となっている。溜池で約三〇〇haの田畑を潤している。けれども、今年の猛暑は、万年溜池の一〇〇万m³、黒谷溜池の四五万m³を枯渇させた。

阿知須町の地図に溜池の位置をプロットした分布図



左側の大きなものが、上から江畑溜池、万年溜池、黒谷溜池となる。黒谷溜池は、南側に隣接する宇部市に面している。地図に記された溜池の大きさから4段階に分類した

溜池から田畑へ

溜池に蓄えられた水は、用水路によって田畑へ供給される。

古くからの用水路は、ほとんどが土水



日吉神社には、明治30年8月6日に建立された雨乞記念碑が建つ。昭和42年には、万年溜池と江畑溜池が干上がったため雨乞いが行われ、農作物には町の消防団員がポンプ車で昼夜給水を行ったという

黒谷溜池は、畑地約54町を耕地整理事業として田地とするよう明治38年7月7日に起工、明治40年1月12日竣工した。昭和30年代後半には溜池が老朽化し、昭和41年には水路の改修工事が完成している（撮影：二村）



路で漏水が多く、水の流れも悪かったため、昭和四十年代には、多くのものがコンクリート製に改修された。また、三つの溜池からの水路は、昭和五七年から平成十年頃までに行われた県による圃場整備工事によって地中埋設のパイプラインに変えられているため、地上に残る用水路は限られたものとなっている。パイプライン化された用水路は、水田ごとにポンプアップし給水できるようになっており、安定した水の供給が可能となっている。

溜池の維持管理

自然の地形を活かして人が素掘りしたものが基礎となっている溜池は、一見自

然の池のように見えて景観上は良い。けれども、その維持管理は容易ではない。阿知須でも、溜池が過去に何度も決壊している。コンクリートやコンクリートブロックなどで押さえた溜池は、人工物で補強したことによって景観を損ねているようにも見えるが、維持管理という点ではやむを得ない事情も存在するのである。

山口市経済部農業整備課では『ため池の維持管理は、大丈夫ですか?』というパンフレットを配布している。そこには、①堤体の草刈り、②ゴミの除去、③堆砂土のしゅんせつ、④貯水位の管理、⑤防災点検について、⑥改修等の検討について、⑦ため池保険に入りましょう、という七項目を挙げて、維持管理の大切さを説いている。こうしたパンフレットを見ても、溜池の維持管理の大変さがうかがえる。

溜池の維持管理に加え、この地の人々が農業用水の確保に対して苦労を積み重ねて来たことを示すものに、雨乞い記念碑がある。記念碑は、日吉神社の境内にあり、その銘文には明治三十年八月六日に建立されたことと併せて、明治元年から明治三十年までに六度の雨乞祈願が行われたことが記され

ている。近年でも、昭和四一年夏に雨乞祈願が行われている。

おわりに

阿知須の溜池は、国登録有形文化財の堰堤がある江畑溜池堰堤だけが注目されがちだが、万年溜池や黒谷溜池をはじめ、他にも大小様々な溜池が豊かな農作物を作り出している。これは、阿知須の人々が苦勞して改良を重ねながら、農業を営むために知恵を働かせてきた結果である。その歴史は、溜池の他にも、石積み水路、水が流れなくなったコンクリート製の水路、記念碑など、地域の各所から読み取ることができる。

近年、コンクリート製の構造物に対して様々な観点から批判が行われている。批判やむなしという面もあるかもしれないが、むやみに批判するばかりでなく、歴史を知った上での冷静な発言を願いたいものである。

【参考文献】

- 阿知須町史、阿知須町、一九八一
- 阿知須町制六五周年記念誌 あじすの記憶、阿知須町、二〇〇五
- ため池の維持管理は、大丈夫ですか? 山口市経済部農業整備課

平成22年度 まちづくりセミナー

はじめに

高齢化の急速な進展、人口の減少などの社会の変化に加え、地方財政の悪化からの公共施設整備の制約など、まちづくりを取り巻く環境は大きく変化し、また厳しくなっています。

また、地域に対する住民の関心の高まりやライフスタイルの多様ななどによるまちづくりへの多様なニーズに対応しながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

一方、地方分権が進んだことにより、都市計画をはじめ、まちづくりに関する各種の権限が市町村へ移譲され、当該市町村が担う役割と責務は大きくな

つています。

このため、まちづくりの推進にあたっては、当該市町村が中心となって、地域の特性に応じた施策を総合的に展開することが求められます。

こうしたことから、平成二十一年度より、まちづくりにおいて中心的な役割が期待される市の都市行政担当部長等を対象として、最近の国の動向や都市計画行政などに関する講義、グループでの都市問題に関する討議などを内容とした研修を「まちづくりセミナー」として実施しています。

本年度は二回目のセミナーで、五月十三日（木）、十四日（金）の二日間、東京都千代田区永田町の全国町村会館において、十二名の参加者をもって実施しました。

セミナーの概要

まちづくりセミナーの全体の時間割は、〈表〉に示す通りで、初日は、国土交通省都市・地域整備局の担当者から最近の都市行政に関する話題について、また東京工業大学の中井教授から、人口減少などの社会情勢の変化に対応した都市計画の課題と今後の対応などについて講義していただくとともに、都市問題についての意見交換を行います。

平成22年度まちづくりセミナー 時間割

月日	時間	教科目	講師
5/13 木	13:00~14:00	受付 開講の挨拶・オリエンテーション	
	14:00~15:40	都市行政の動向	国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 施設計画調整官 渡邊 浩司
		まちづくりの支援に関する 予算等の概要	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市総合事業推進室長 神田 昌幸
	15:50~17:20	都市計画における 環境施策の概要	国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 企画専門官 鎌田 秀一
		講 話 都市計画制度をめぐる 最近の動向	東京工業大学 工学部社会工学科 大学院社会理工学研究科社会学専攻 教授 中井 檢裕
	17:30~18:10	都市行政に関する意見交換	東京工業大学 工学部社会工学科 大学院社会理工学研究科社会学専攻 教授 中井 檢裕
18:30~	意見交換会（フリーディスカッション）		
5/14 金	9:00~12:00	グループ討議 テーマ：今後の都市行政の方向	座 長 石井 和夫 専務理事 石井 和夫 財団法人 区画整理促進機構 専務理事 水野 紳志
	13:00~14:30	講 話 飯田市のまちづくり	長野県飯田市 市長 牧野 光朗
	14:40~16:00	全体討議	座 長 石井 和夫 専務理事 石井 和夫 財団法人 区画整理促進機構 専務理事 水野 紳志
	16:00~	閉講式	

した。

二日目は、各都市の都市行政に関する課題をもとに今後の都市行政の方向に関する討議をグループごとに行うとともに、その結果の発表と全体での討議を行いました。また、グループでの討議と発表の間に、長野県飯田市の牧野市長から、飯田市のまちづくりについて講話していただきました。

（1）都市行政に関する意見交換

都市行政に関する意見交換は、講義

を行っていたいただいた東京工業大学の中井教授と国土交通省大臣官房の松谷技術審議官が、参加者からの質問に答えるとともに、それに基づいて全体で議論しました。

参加者からは、エコでコンパクトなまちづくりへの転換について、人口減少が進んでいる郊外住宅の再生、エリアマネジメントの推進方策についてなどの質問が出され、中井教授、松谷技術審議官から、それぞれパワーポイン

トを用いるなどして詳細にまた丁寧に解説をしていただきました。

こうしたことから、意見交換では大いに議論が盛り上がり、予定した時間を大幅に超過しました。

また意見交換は、その後に行われたフリーディスカッションでも活発になされ、それぞれの都市の課題解決に大いに資するものになったことと思います。

(2) グループ討議・発表

二日目のグループ討議では、今後の都市行政の方向について、参加者を都市規模別に六人ずつのグループに分け、各市の抱える都市問題や課題を材料に討議し、都市行政の方向についての提案をしていただきました。



都市行政に関する意見交換の様子

討議にあたっては、それぞれのグループに座長として、社団法人全国街づくり区画整理協会の石井専務理事と財団法人区画整理促進機構の水野専務理事をお招きし、討議が円滑に進むようリードしていただくとともに、提案の方向についてご示唆をいただきました。

大都市からの参加者によるグループ(Aグループ)では、既成市街地の再生、市民中心のまちづくり、長期未着手都市計画道路の見直し方針などについて議論がされました。

また、もうひとつのグループ(Bグループ)でも、中心市街地の活性化、市町村合併に伴う都市計画の統合などについて議論がされました。



グループでの討議の様子

討議の結果は、午後の全体討議の場において発表を行いました。

Aグループからは、市民中心のまちづくりを進めるため、福祉・教育なども含め、幅広い専門家を派遣することや市民意識の向上を図ることなどについて提案がありました。

また、Bグループでは、中心市街地の活性化を進めるためには、ソフトな施策を進める民間(地域)の人づくりが必要で、そのための良いシステムの必要性が提案されました。

また、各グループの座長を務めていただいた石井、水野の両氏からも発表内容についてコメントをいただき、今後の都市行政の方向についての研鑽を積み重ねていくことと思えます。

参加者の感想

まちづくりセミナーの終了後、参加者の方から頂いた感想では、本省からの最新の情報を知ることができ、得るところが多かった、都市の再生が大きな課題となっているなかで、様々な情報を得ることができたのは大変有意義であったなどといった高評価をいただくとともに、都市行政を担当している部局長と交流が図れたことは大変貴重であったとのご意見も頂きました。

しかしながら、二日間の短い期間でのセミナーであったことから、講義時間の時間配分やグループでの討議の進め方などについて、より有意義なものとするための提案等もありました。

今後このセミナーをよりよいものとしていくため、参加者の方から頂いたこれらのご意見、ご要望をもとに、来年度のセミナーの内容を検討していきたいと考えています。

おわりに

このセミナーは、来年度も同様に五月中旬に実施することを予定しています。来年度のセミナーの内容については、二月中旬にご案内することになります。来年度は、希望者の方を対象に都内の都市計画に関する事業の視察も予定してみたいと考えています。

都市問題への対応にあたっては、専門性だけでなく総合的な行政能力が必要とされてきています。都市問題に対応するため、ぜひこのセミナーに参加していただき、都市問題への対応能力の向上を図られてはいかがでしょうか。多くの自治体からのご参加をお待ちしています。

☆本セミナーのお問い合わせは、当センター研修局(〇四二―三三四―五三二五)までどうぞ。

平成23年度技術検定試験のご案内

種 目	受 験 資 格	試験実施日 (平成23年)	試 験 地	申込受付期間 (平成23年)
一級土木施工管理 技術検定・学科試験	所定の実務経験年数を有する者。 二級土木施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。	7月3日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・ 東京・新潟・名古屋・大阪・ 岡山・広島・高松・福岡・那覇	4月1日から 4月15日まで
一級土木施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 その他の該当者。	10月2日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・ 東京・新潟・名古屋・大阪・ 岡山・広島・高松・福岡・那覇	4月1日から 4月15日まで
二級土木施工管理 技術検定 学科・実地試験 (土木・鋼構造物塗装・薬液注入)	所定の実務経験年数又は学歴を有する者。	10月23日(日)	札幌・釧路・青森・仙台・秋田・ 東京・新潟・富山・静岡・名古屋・ 大阪・松江・岡山・広島・高松・ 高知・福岡・鹿児島・那覇	4月14日から 4月28日まで
一級管工事施工管理 技術検定・学科試験	所定の実務経験年数を有する者。 二級管工事施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による配管等の 一級技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	9月4日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・那覇	5月6日から 5月20日まで
一級管工事施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 その他の該当者。	12月4日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・那覇	5月6日から 5月20日まで
二級管工事施工管理 技術検定 学科・実地試験	所定の実務経験年数又は学歴を有する者。 職業能力開発促進法による配管等の 一級または二級技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	11月20日(日)	札幌・青森・仙台・東京・新潟・ 金沢・名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・鹿児島・那覇	5月6日から 5月20日まで
一級造園施工管理 技術検定・学科試験	所定の実務経験年数を有する者。 二級造園施工管理技士で、所定の実務経験年数を有する者。 職業能力開発促進法による造園の 一級技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	9月4日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・那覇	5月19日から 6月2日まで
一級造園施工管理 技術検定・実地試験	当年度学科試験合格者。 その他の該当者。	12月4日(日)	札幌・仙台・東京・新潟・ 名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・那覇	5月19日から 6月2日まで
二級造園施工管理 技術検定 学科・実地試験	所定の実務経験年数又は学歴を有する者。 職業能力開発促進法による造園の 一級または二級の技能検定合格者で所定の実務経験年数を有する者。	11月20日(日)	札幌・青森・仙台・東京・新潟・ 金沢・名古屋・大阪・広島・ 高松・福岡・鹿児島・那覇	5月19日から 6月2日まで
土地区画整理士 技術検定 学科・実地試験	学歴により所定の実務経験年数を有する者。 不動産鑑定士及び同士補で所定の実務経験年数を有する者。	9月4日(日)	東京・名古屋・ 大阪・福岡	5月6日から 5月20日まで

お問い合わせ先

財団法人 全国建設研修センター

試験業務局 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスビル永田町ビル
ホームページアドレス: <http://www.jctc.jp/>

- 土木施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(土木試験課) ☎ 03(3581)0138(代)
- 管工事施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(管工事試験課) ☎ 03(3581)0139(代)
- 造園施工管理技術検定〈一・二級学科及び実地試験〉(造園試験課) ☎ 03(3581)3408(代)
- 土地区画整理士技術検定〈学科及び実地試験〉(区画整理試験課) ☎ 03(3581)3408(代)

研修のご案内

半世紀にわたる実績

— 設立以来、全国から延べ 18 万人を超える方々が受講 —

財団法人全国建設研修センターは、1962 年地方公共団体職員の技術力向上を主目的として全国知事会の出捐により設立されました。その後、民間建設技術者を対象とした研修も発足させ、1983 年には全国市長会及び全国町村会からの要請により施設を拡充し、現在に至っております。

当センターの研修は、国土交通省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の後援、また多くの民間団体との共催・後援を得て実施してまいりました。



平成 23 年度の研修

— 知識と技術の修得、そして相互啓発の場 —

時代の要請や皆様のニーズを踏まえ、次の 4 コースを新設しました。

「会計検査指摘事例から学ぶ—設計・積算・施工・契約の留意点—」

「建設行政における予防法務—事例から学ぶ建設計画・事業・管理及び許認可に係る行政訴訟の予防—」

「若手建設技術者のための施工技術の基礎」

「建築施工マネジメント—安全・環境・品質等の施工トラブル防止のための現場監理—」

また、受講者や派遣機関の方々のご意見等を踏まえ、最近の課題を取り入れ、事例研究、演習、グループ討議、現地研修等の時間を多くするなど教科目を再編するとともに、期間短縮や 2 回開催など皆様のご要望にお応えしております。

研修受講者の声

— 多様な研修コースを支える評価 —

実務に精通された講師のお話は、理論だけでなく現場の実践知識が伝わった。

まだ研修を受講していない職場の同僚にも自信を持ってすすめられる研修である。

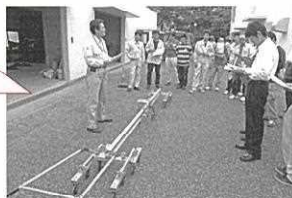
共同生活による全国各地の方々との意見交換を通じて、日々の業務では得られない情報や問題の共有ができた。

講師の分かりやすい講義に加え、勉強した成果を演習問題を通して復習できたため、たいへん理解が深まった。



法律の解釈や実務上の留意点など、これからの業務に不可欠な知識を深く掘り下げて学ぶことができた。

最近の舗装業界の動向や舗装の工法、性能規定方式の取り組みなど発・受注者双方からの講義が有意義であった。



都市計画という観点から温暖化対策を見直すことができ、職場に戻って活かしたい。

継続教育 (CPD)

建設系技術者の能力の維持・向上を図るため継続教育 (CPD) が推進され、行政機関では総合評価における配置技術者や入札参加資格審査における加点等に活用されています。

当センターの研修は、研修内容に応じて、「土木学会」、「日本都市計画学会」、「地盤工学会」、「土質・地質技術者生涯学習協議会」、「建設コンサルタンツ協会」、「全国土木施工管理技士会連合会」、「日本測量協会」等における CPD 単位取得対象プログラムとして認定され、多くの方々にご利用いただいております。

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
土壌	不動産鑑定・地価調査	60	5/30	5	84,000
	河川構造物設計	40	6/27	5	85,000
	河川整備計画・事業評価 -実施例をもとに-	40	8/29	5	82,000
	いい水辺づくり -市民に親しまれる水辺づくりをめざして-	40	11/7	5	77,000
	ダム管理	40	10/17	5	99,000
	ダム工事技術者	30	1/12	7	調整中
	ダム新技術	30	7/19	3	調整中
	ダム操作実技訓練	60	4/13 計10回	3	70,000
	ダム管理主任技術者(学科)	110	4/11	5	102,000
	ダム管理主任技術者(実技)	110	5/9 計19回	3	78,000
砂防	砂防等計画設計	40	6/20	5	87,000
	土砂災害対策	40	11/7	5	87,000
道路	道路総合 -最新の道路施策を中心に-	40	6/22	3	69,000
	道路計画一般 -演習を中心に-	60	11/8	10	121,000
	市町村道	60	10/17	5	90,000
	交通安全事業(市町村道) -安全・安心な道路空間の創造-	50	7/12	4	79,000
	舗装技術	40	5/11	3	69,000
橋梁	橋梁設計	50	8/23	11	141,000
	鋼橋設計・施工 -基本技術から最新の技術まで-	40	1/25	3	68,000
	P C 橋技術	40	7/13	3	68,000
	橋梁維持補修	50	10/3	5	88,000
都市	都市計画	50	5/23	5	95,000
	都市再開発	40	6/6	5	94,000
	区画整理	40	11/14	5	89,000
	開発許可 -開発許可事務の基礎-	70	7/4	5	71,000

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
都市	宅地造成技術講習	100	7/25	5	72,000
	街路	40	10/17	5	88,000
	交通まちづくり -都市交通整備によるまちづくり-	40	10/24	5	88,000
	公園・都市緑化	40	9/5	5	85,000
	下水道 -管路整備・長寿命化対策-	50	6/14	4	80,000
	下水道(管路)管理 -診断・改築・修繕等の実務-	40	10/31	3	78,000
	景観まちづくり	40	7/25	5	85,000
	住民参加によるまちづくり -地域との連携-	40	8/23	4	75,000
	低炭素都市・地域づくり -環境モデル都市等の取組事例から学ぶ-	40	11/14	5	75,000
	建築	建築設計	40	11/28	5
建築RC構造		50	8/29	5	97,000
建築耐震技術		40	5/10	4	75,000
建築設備(電気)		40	12/5	10	141,000
建築設備(空調)		50	7/20	10	138,000
建築施工マネジメント -安全・環境・品質等の 施工トラブル防止のための現場監理-		40	6/1	3	60,000
建築工事監理 -工事を的確に監理・監督するポイント-		60	10/24	5	95,000
建築物の維持・保全		40	1/16	5	99,000
建築確認実務		50	6/28(東京) 8/29(大阪)	3	60,000

研修のお問い合わせ先

財団法人 全国建設研修センター 研修局

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

TEL 042(324)5315 FAX 042(322)5296

<http://www.jctc.jp/>

●建設研修に関する最新情報はホームページにてご確認ください。

平成23年度 研修計画一覧

I. 行政関係職員を対象とした研修コース(行政研修)

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
事業監理	公共工事契約実務	40	9/14	3	69,000
	簡易型による総合評価方式の活用	40	5/18	3	62,000
	標準型による総合評価方式の活用	40	6/15	3	62,000
	建設行政における予防法務	40	8/2	4	79,000
施工管理	土木工事積算	50	6/13	5	75,000
	土木工事監督者	60	6/27	5	79,000
	品質確保と検査	40	9/12	5	84,000
防災	災害復旧実務	50	5/23	5	93,000
土地・用地	用地基礎	60	5/24	11	118,000
	用地事務(土地)	50	11/28	5	76,000
	用地事務(補償)	50	12/5	5	72,000
	用地補償専門(ゼミナール)	40	9/26	5	77,000
河川	ダム管理(管理職)	30	4/20	3	65,000
道路	道路管理一般	60	9/7	10	121,000
都市	まちづくりセミナー -これからの都市行政の方向-	30	5/11	2	55,000
	開発許可専門 -的確な許可・指導-	40	7/12	4	66,000
建築	建築基準法 (建築物の監視)	60	6/15	10	117,000
	公共建築工事積算	50	9/26	5	90,000
	公共建築設備工事積算 (電気)	40	11/7	3	63,000
	建築環境 -建築物の環境・省エネルギー-	40	10/4	4	75,000

※ 網掛けしている研修は、23年度新規研修です。

※ 研修時期・日数等は変更することがあります。

II. 行政・民間企業の職員を対象とした研修コース(一般研修)

部門	研修名	募集人数	研修初日	日数	研修会費(円/人)
事業監理	アセットマネジメント -社会資本を運用・維持・管理するためのマネジメント-	40	10/12	3	69,000
	官民連携(PPP・PFI) -官民連携による公共施設等の整備-	40	1/23	5	89,000
	会計検査指摘事例から学ぶ -設計・積算・施工・契約の留意点-	40	5/23	2	45,000
	G I S の 活 用 -事例と演習を中心に-	40	10/25	4	85,000
施工管理	建設VE手法実践	40	7/19	4	64,000
	建設プレゼンテーションスキル -説明・提案の技術力アップ-	40	10/5	3	64,000
	土木施工管理	40	8/3	3	66,000
土質・土壌	コンクリート施工管理 -品質法、性能規定等の時代に 適応する技術の修得-	40	6/7	4	79,000
	コンクリート構造物の 維持管理・補修	70	11/14	3	64,000
	若手建設技術者のための 施工技術の基礎	40	6/29	3	69,000
	仮設工	50	9/12	5	79,000
防災	土木技術のポイントA (計画・設計コース)	40	7/12	4	78,000
	土木技術のポイントB (施工・監督・検査コース)	40	10/25	4	78,000
	地質調査 -調査計画・手法・評価と 解析・対策について-	40	5/25	3	69,000
	土質設計計算 -構造物基礎の演習-	50	9/27	4	75,000
トンネル	土壌・地下水汚染 対策と浄化事例	40	8/31	3	69,000
	地域の浸水対策 -ゲリラ豪雨対策など総合的な 雨水排水対策の推進-	40	5/16	5	82,000
	土木構造物耐震技術	40	10/11	4	77,000
	斜面安定対策 -設計・施工・復旧対策-	50	8/24	3	67,000
土地・用地	地すべり防止技術	40	5/16	5	86,000
	ナトム積算	40	10/31	3	67,000
	ナトム工法 -山岳トンネルの設計から施工まで-	40	11/14	5	89,000
	用地関係法規	50	9/5	5	79,000
土地・用地	土地・建物法規実務	40	7/5	4	75,000
	用地専門 -損失補償について事例研究を中心に-	50	8/1	5	72,000

監理技術者講習のご案内

Japan Construction Training Center

(財)全国建設研修センターの監理技術者講習のポイント

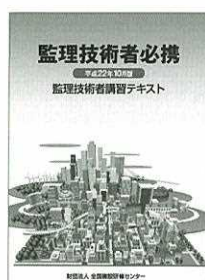
- 現場経験豊富な講師が行う対面式講習
 - 改正建設業法等、常に変化する法律・制度を解説
 - 最新の情報を補足資料により提供
 - 監理技術者講習実施機関として国土交通大臣登録第1号
 - 土木・管工事・造園施工管理技術検定試験の国土交通大臣指定試験機関
- 長年培った経験と実績を監理技術者講習に活かしています。**

詳しくはホームページをご覧ください。

今すぐ <http://www.jctc.jp/> へアクセス!!

■監理技術者講習テキスト

「監理技術者必携」(平成22年10月版)の内容



- 第1章 建設業における技術者の役割
- 第2章 建設工事における技術者制度及び法律制度
- 第3章 施工計画と施工管理
- 第4章 建設工事における安全対策
- 第5章 建設工事における環境保全
- 第6章 建設技術の動向



申込みから受講まで(申込書無料)



*申込みは随時受付しています。 *受講地・受講日は申込後も変更できません。

【問合せ及び申込書請求先】

財団法人 全国建設研修センター 講習局 講習部

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2
TEL 042-300-1741 FAX 042-324-0321

監理技術者講習実施予定表

講習地	講習会場	平成23年3月	4月	5月	6月	7月	8月
札幌	北海道開発協会	8(火)・10(木)・25(金)	11(月)・15(金)・22(金)	12(木)・31(火)	14(火)・28(火)	29(金)	16(火)・23(火)・30(火)
江別	札幌理工学院	1(火)			21(火)		
函館	ベルクラシック函館	4(金)		19(木)		22(金)	
旭川	ベルクラシック旭川	18(金)	19(火)	24(火)		20(水)	
帯広	道新ホール2階	16(水)	14(木)		2(木)		3(水)
青森	アップルパレス青森	15(火)	12(火)	24(火)		15(金)	
八戸	ユートリー(八戸地域地産産業振興センター)	2(水)	20(水)		14(火)		17(水)
盛岡	岩手県民情報交流センター(アイーナ)	15(火)	14(木)	17(火)	22(水)		4(木)
仙台	宮城県建設産業会館	11(金)・23(水)	6(水)・26(火)	10(火)・25(水)	16(木)・30(木)	26(火)	19(金)
秋田	秋田県J Aビル	10(木)	7(木)	24(火)		20(水)	
山形	山形県建設会館	15(火)	14(木)	17(火)	10(金)		24(水)
福島	福島県建設センター	3(木)	7(木)		17(金)	6(水)	
いわき	いわき建設会館		21(木)		2(木)		23(火)
郡山	ビックパレットふくしま	3(木)	15(金)	25(水)		21(木)	
水戸	茨城県建設技術研修センター	17(木)	15(金)	18(水)	21(火)	20(水)	23(火)
宇都宮	コンセーレ	25(金)	22(金)	25(水)		29(金)	25(木)
前橋	群馬建設会館	17(木)	19(火)	12(木)	9(木)	6(水)	19(金)
さいたま	埼玉県県民健康センター	2(水)	8(金)	12(木)	15(水)	15(金)	5(金)
	J A 共済埼玉	25(金)	19(火)	20(金)	30(木)	28(木)	30(火)
千葉	千葉県労働者福祉センター	4(金)・25(金)			14(火)	28(木)	18(木)
	ホテルプラザ葉の花	16(水)	5(火)・15(金)・22(金)	10(火)・19(木)	30(木)	14(木)	30(火)
柏	柏商工会議所会館	8(火)	13(水)	31(火)		29(金)	
市川	市川グランドホテル	11(金)	12(火)・26(火)	13(金)・24(火)	24(金)	27(水)	25(木)
東京	全国町村会館	18(金)				6(水)	4(木)・23(火)・30(火)
	T K P 東京駅日本橋ビジネスセンター	2(水)・8(火)・15(火)・23(水)	6(水)・19(火)・26(火)	31(火)	14(火)・21(火)	29(金)	
	大手町カンファレンスセンター	11(金)					
	品川カンファレンスセンター		8(金)・22(金)	13(金)・20(金)・24(火)	17(金)・24(金)		
	アクセス青山フォーラム		13(水)	10(火)・18(水)	8(水)・29(水)	12(火)・20(水)	16(火)
一橋学園	(財)全国建設研修センター研修会館	9(水)・23(水)	28(木)	27(金)	27(月)	19(火)	19(金)
横浜	関内新井ホール	4(金)・9(水)・15(火)	12(火)・19(火)・28(木)	13(金)・20(金)・31(火)	7(火)・14(火)・21(火)	8(金)・29(金)	19(金)・23(火)
相模原	プロミティふちのべ	10(木)	21(木)	19(木)	23(木)	28(木)	25(木)
新潟	朱鷺メッセ(新潟コンベンションセンター)	11(金)	19(火)	10(火)	7(火)	5(火)	2(火)
長岡	ハイブ長岡(長岡産業交流会館)	3(木)	26(火)	16(木)			23(火)
富山	ボルファートとやま	17(木)	14(木)	18(水)	22(水)	27(水)	
金沢	石川県建設総合センター	10(木)	5(火)	11(水)	8(水)	7(木)	
福井	福井商工会議所	16(水)	13(水)	18(水)	15(水)		17(水)
甲府	かいてらす(山梨県地産産業センター)		15(金)	26(木)		29(金)	
長野	長野バスターミナル会館	10(木)	5(火)	19(木)		20(水)	
松本	松築建設会館		13(水)		1(水)		3(水)
岐阜	長良川国際会議場	2(水)	7(木)	10(火)	22(水)	13(水)	
静岡	静岡労政会館	4(金)	22(金)	20(金)		8(金)	
	静岡県総合社会福祉会館(シズウエル)				10(金)		
三島	三島商工会議所		8(金)		3(金)		5(金)
浜松	サーラシティ浜松		15(金)	26(木)		28(木)	
名古屋	ローズコートホテル	11(金)・24(木)	5(火)・21(木)	12(木)・24(火)	7(火)・23(木)	5(火)・26(火)	19(金)
	T K P 名古屋ビジネスセンター	4(金)・18(金)	15(金)	19(木)	17(金)	15(金)	26(金)
津	メッセウイングみえ(三重産業振興センター)	25(金)	6(水)・20(水)	18(水)	22(水)	13(水)	17(水)
京都	みやこめっせ	25(金)	14(木)	17(火)		15(金)	
大阪	T K P 大阪梅田ビジネスセンター	11(金)					
	大阪国際会議場(グランキューブ大阪)	4(金)	12(火)	11(水)			19(金)
	マイドームおおさか	23(水)					
	アクセス梅田フォーラム		22(金)	27(金)	1(水)・23(木)	5(火)・13(水)	
神戸	三宮研修センター	9(水)	22(金)	20(金)	21(火)	20(水)	26(金)
岡山	岡山コンベンションセンター	23(水)	8(金)	24(火)	22(水)		24(水)
広島	J A ビル	2(水)	14(木)	20(金)	23(木)	21(木)	
高松	サン・イレブン高松	16(水)	13(水)	27(金)			25(木)
福岡	福岡県建設会館	9(水)	5(火)	10(火)	7(火)	5(火)	3(水)
北九州	毎日西部会館	8(火)	19(火)		24(金)		23(火)
長崎	長崎県漁協会館	10(木)	15(金)				5(金)
	長崎県総合福祉センター			27(金)			
熊本	熊本県青年会館	2(水)	7(木)	12(木)		22(金)	
鹿児島	鹿児島県市町村自治会館		22(金)	25(水)	9(木)		25(木)
	鹿児島県建設センター	25(金)					
浦添	結の街(浦添市産業振興センター)		21(木)	27(金)		22(金)	

注)講習地・受講日は変更場合があります。最新の情報は当センターホームページで確認するか、当センター講習部にお問い合わせください。

平成23年度講習

土木・建設技術者等がスキルアップをめざす

「1日(サテライト)講習」

東京で行われる最高の講師陣の講習を
全国主要5都市のサテライト会場でリアルタイムに受講!

公共工事やまちづくりなどに携わる方のための5つの講習

Aコース 5/16(月) 実務に学ぶ災害復旧のポイント

Bコース 5/17(火) 魅力あるまちづくりを考える

Cコース 5/18(水) 公共土木施設(橋梁、道路舗装)の維持・補修

Dコース 5/19(木) 差が出る仮設構造物の計画と施工

Eコース 5/20(金) 現場で役立つコンクリート施工のポイント

すべてのコースで

CPD〔(社)全国土木施工管理技士会連合会・(社)建設コンサルタンツ協会〕を申請できます!



新たな知識の習得と技術の向上を目指す、土木と建築の技術者等に向けた
「スキルアップ講習」です。

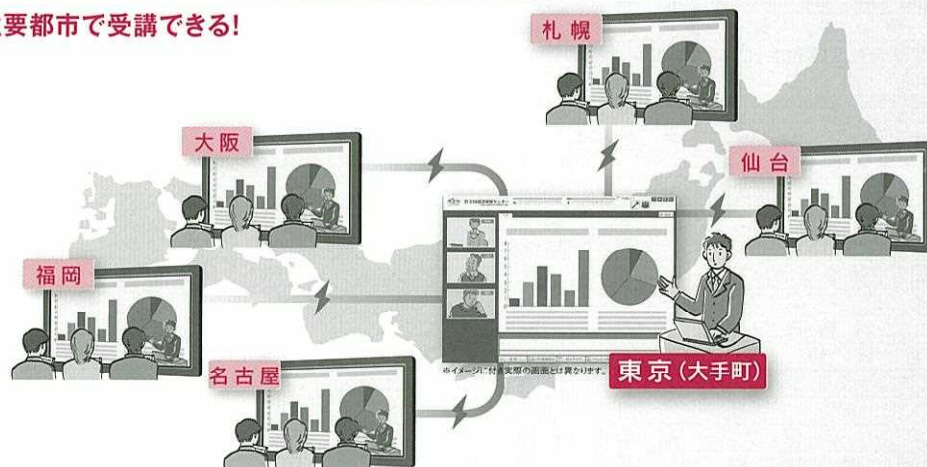


業務上必要となる基礎的な知識や技術のポイントを、1コース1日単位の講習で、
短期間で、手軽に集中して受講できます。



遠方のかたでも、お近くの会場で受講ができ、
経費を節約することができます。

全国主要都市で受講できる!



※各コースの詳しい講習内容等につきましては、当センターホームページ (<http://www.jctc.jp/>) でご確認ください。

主催： JCTC 財団法人 全国建設研修センター

Japan Construction Training Center

問合せ先 事業企画室 1日講習係 TEL 042-300-1741 URL <http://www.jctc.jp/>

後援：国土交通省
(社)建設コンサルタンツ協会
(社)全国測量設計業協会連合会
(社)全国防災協会(Aコースのみ)

企業向け
出張講習

建設業に携わる企業の方へ

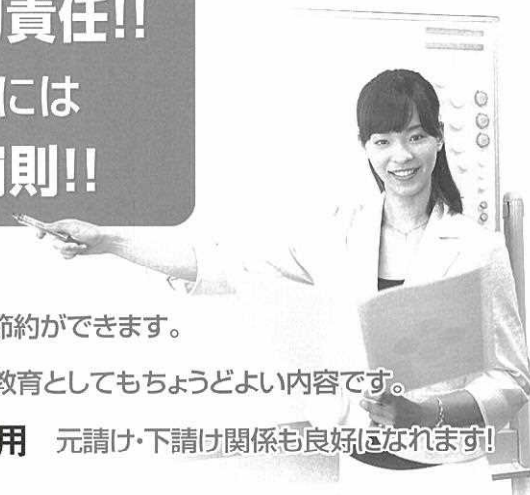
知らなかった!では すまされない! 建設業法!!

建設工事の施工における建設業法等の講習

法令遵守は企業の社会的責任!!

建設業法等の法令違反には

厳しい監督処分や罰則!!



当講習の活用例

1. 必要な講座のみ選択 時間や経費も節約ができます。
2. 継続教育(CPD)として活用 社員教育としてもちょうどよい内容です。
3. 協力会社と一緒に研修会として活用 元請け・下請け関係も良好になります!

1. 講習の特徴・形態

- 1) 講座選択方式による、自由な受講。
- 2) ベテラン講師陣による解りやすい説明と質疑応答。
- 3) 依頼先へ出向いての出張講習とさせていただきます。会議室、プレゼンテーション設備は依頼者側でご用意してください。(パワーポイントを使います。)
- 4) 各講座30名以上、2講座以上選択してお申込みください。

※ 講座の詳しい内容等につきましては、当センターホームページでご確認ください。講座内容は変わる場合があります。

2. 講習料金

講座数	料金
2講座選択	5,000円 /人
3講座選択	7,000円 /人
4講座選択	8,500円 /人
5講座選択	9,500円 /人

※ 料金にはテキスト代、消費税が含まれております。

※ 実施地区により、別途講師の諸経費等が必要となる場合があります。

問合せ先

財団法人 **全国建設研修センター**
事業企画室 出張講習係

<http://www.jctc.jp/>

問合せ先 **042(300)1741**

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2



刊行図書のご案内



財団法人 全国建設研修センター

【建築設備分野】

■ 建築設備計画基準 (平成21年版)

国土交通省大臣官房官庁管轄部
設備・環境課 監修
(社)公共建築協会 編
A4判・328ページ
(様式のCD付)
定 価：6,090円



本書は、平成21年2月に制定された「建築設備計画基準」を分かりやすく編集し、さらに基準運用のための資料等を追加してまとめ、官庁だけでなく、一般建物の設備計画にも十分適用できる内容となっています。

■ 建築設備設計基準 (平成21年版)

国土交通省大臣官房官庁管轄部
設備・環境課 監修
(社)公共建築協会 編
A4判・848ページ
定 価：13,000円



本書は、平成21年2月に制定された「建築設備設計基準」に設計資料を加え分かりやすく編集し、公共建築設備だけでなく、一般の事務所建築設備の実施設計にも広く活用できる内容となっています。

■ 建築設備設計計算書作成の手引(平成21年版)

国土交通省大臣官房官庁管轄部
設備・環境課 監修
(社)公共建築協会 編
A4判・216ページ
(書式集のCD付)
定 価：5,800円

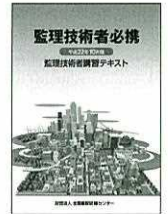


本書は、「建築設備設計基準(平成21年版)」に基づいて設計を行う際の計算様式及び計算例に、計算の根拠となる資料の参照先、留意事項等を追記し、分かりやすく編集したものです。使用している計算様式は官庁施設を対象としていますが、一般的な事務を行う施設の実施設計にも有効なものと考えられます。また、本書では、「建築設備設計基準(平成21年版)」の中で、特に説明されていない事項や誤りやすい箇所についても、重点的に補足説明を加えています。なお、付録として「建築設備設計計算書書式集(平成21年版)」(PDF)のCDが付いています。

【監理技術者講習テキスト】

■ 建設工事のための監理技術者必携(平成22年10月版)

(財)全国建設研修センター
編集・発行
B5判・472ページ
頒 価：2,000円



本書は、(財)全国建設研修センターが実施する監理技術者講習で使用しているテキストです。監理技術者が習得すべき知識、技術を網羅したもので、講習終了後も業務の参考となるように編集してあります。また、発注者の立場の方にも十分活用できる内容となっています。今回、前年版の内容を大幅に改定しており、過去に当研修センターの講習を受講された方には特にオススメの書です。

いつも手の届くところに…。
当センターの実務用図書!!

【その他の分野】

■ 用地取得と補償(新訂6版)

用地補償研修業務研究会 編
B5判・580ページ
定 価：5,460円
刊 行：平成20年4月



本書は、土地収用制度と各種の補償制度(一般、公共、事業損失)について分かりやすく解説したものです。これらを補完する生活再建措置並びに調査、交渉、契約、支払い及び登記事務等広範囲にわたる専門技術的な知識についても体系的に網羅し、用地関係の仕事に携わる方々の実務や研修に最適です。
(平成23年4月新訂7版刊行)

【下水道分野】

■ 下水道計画の手引(平成14年版)

下水道計画研究会 編
A5判・464ページ
定 価：5,880円
刊 行：平成14年10月



本書は、下水道事業に新たに着手する市町村の職員の方々、下水道に関心のある人を対象として、小さい投資で下水道をいかに効率的に整備するか、下水道整備をまちの発展にいかにつなげるか、を念頭におきながら下水道計画を策定するための手引書です。

■ 下水道事業の評価制度

下水道事業評価研究会 編
A5判・184ページ
定 価：2,100円
刊 行：平成14年12月



本書は、平成10年度にスタートした公共事業の評価のうち、下水道事業評価手法を分かりやすく具体的にQ&Aも交えて解説しています。関係通知も網羅した下水道事業を行う実務者必携の解説書となっています。

■ 下水道維持管理の手引

下水道維持管理研究会 編
A5判・416ページ
定 価：5,403円
刊 行：平成7年11月



本書は、下水道の適切な維持管理を行うための第一歩として、多くの事例を交えて維持管理の内容を分かりやすく解説しています。現在、中小規模の下水処理場の維持管理に携わっているの方々、これから行おうとしている方々の手引書です。

〈お問い合わせ・お申し込み先〉

財団法人 全国建設研修センター 建設研修調査会

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

TEL. 042-327-8400 FAX. 042-327-8404

●送料等については当センターホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<http://www.jctc.jp/>

●各図書の定価は税込となっています。

資格・就職に強い建設の伝統校



財団法人全国建設研修センター付属

札幌理工学院

北海道知事認定校・国土交通大臣登録校・国土交通大臣認定校



●札幌理工学院の特色

- ◆ 38年余の伝統と建設技術教育実績
- ◆ 8,500名を超える OB ネットワーク
(平成21年度卒業生就職率 96%)
建設業界の就職に強い
- ◆ 測量士(補) 国家試験免除校
- ◆ 実務型建設技術者教育の実践
- ◆ 最先端機器による技術教育

【資格取得に抜群の実績】

- 建築士
- 測量士
- 測量士補
- 土木施工管理技士
- 建築施工管理技士
- 車両系建設機械運転技能者
- 玉掛技能者
- CAD 利用技術者
- 福祉住環境コーディネーター
- インテリアプランナー
- カラーコーディネーター など

札幌理工学院の各種支援制度

- ◆ 特待生、奨学生制度
- ◆ 生涯能力開発給付金制度
- ◆ 教育訓練給付制度
- ◆ 学生支援機構奨学金対象校
- ◆ 各種学費減免制度有り
(詳細は、直接学院へ)

●設置学科

測量学科

(1年制 / 10名・男女)



わずか1年で「測量士」・「測量士補」を取得。測量技術者への最速最短コース。

土木工学科

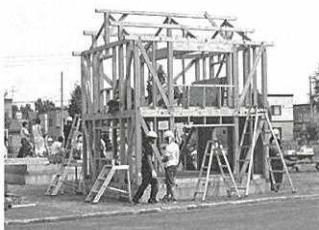
(2年制 / 20名・男女)



「建設 CALS / EC」「ISO」「環境」をマスターした現場監督、設計技師を養成。

建築工学科

(2年制 / 30名・男女)



一般住宅やビルなどの「建築設計」から「施工技術」までトータルに対応できる建築士を養成。

●札幌理工学院の厚生施設

- ◆ 学生会館完備(男子寮、女子寮)
全室一人部屋、朝夕2食付!



- ◆ 学生食堂完備

味はもちろん、ボリュームも満点!
価格も安い!



- ◆ 学生駐車場完備(自動車通学可)

自動車での通学 OK!
自転車やバイクでの通学も可能!



資料請求・お問い合わせ先

〒069-0831 北海道江別市野幌若葉町 85-1
☎0120-065-407 TEL 011-386-4151 FAX 011-387-0313
URL <http://www.srg.ac.jp/> Email info@srg.ac.jp

『技術公務員の役割と責務』
今問われる自治体土木職員の市場価値

サブタイトルをご覧になって、自治体の技術公務員の皆さんはドキッとされたかもしれないが、本書は技術公務員の市場価値を正しく評価し、それを高めるための具体的方策や提言をまとめたものである。

本書の構成は、技術公務員の職分とは、技術公務員の能力、技術公務員の資質向上の取組と自己研さん、技術公務員の人事、技術公務員の生涯キャリアプラン形成へ向けて、の五章からなる。執筆者には現役の技術公務員が名を連ね、その置かれている現状や課題に対して、現場ならではの視点や考え方を共有できるのではない。

今日の地方分権化の流れは、国と地方の役割分担にとどまらず、官民の役割についても見直しを迫っている。今後、官民の人材流動化はさらに進むだろう。こうした環境変化に対応して、キャリアプランをどう描くのか。目指すべき技術公務員像を考えるには最適書といえる。(た)



(社) 土木学会建設マネジメント委員会
技術公務員の役割と責務小委員会 編
(社) 土木学会 発行
1,470円

『はじめてのエコまちづくり』
太陽エネルギー・木質バイオマス活用の現在

本誌前号では、「低炭素型の都市・地域づくり」を特集して、地球温暖化時代の都市づくりについての視点と先行的事例を紹介した。その各モデル都市では、地域特性を活かした取り組みからの新たな空間づくりが示唆的であった。

本書は、初めてエコまちづくりに取り組む関係者に向けて、基本的な考え方や、現時点で実施可能なレベルに達している技術を紹介する。

その前提には、各地域それぞれの事業性に対応させる必要最低限の情報、まちづくりに低炭素化を導入するため現時点で把握すべき技術と全体像が示されている。換言すれば、まちづくりにエネルギーの効率的利用を持ち込む際の基本的視点とツールを認識するための指南書である。参考資料として詳述された地球温暖化対策に関する法律や基本法案、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルなど担当者必携と言える。(お)



大島英司 著
(株) 地球社 発行
2,940円

『地質リスクマネジメント入門』

目視できない地質状況には避けがたいリスク・不確実性がある。その情報を得るのが地質調査であるが、日本では概ね地質調査は計画後に位置づけられ、施工段階で予見されていない地質リスクが発現した場合に、設計変更によって対応するのが一般的であった。そのため、思わぬ工期の遅れや大幅な追加費用が生じるケースも見られた。

本書は、こうした地質リスク対応の問題点を指摘しつつ、地質リスクマネジメントの価値計量化を試み、新しいマネジメントプロセス及び地質技術顧問の必要性を論じている。

また注目されるのは、欧米において受発注者間のリスク分担ルールを定める際に用いる「ジオテクニカル・ベースライン・レポート」のガイドライン(米国土木学会発行)の紹介である。ここに収められた考え方や手法は、わが国の地質リスクマネジメントのあり方を検討するうえで、今後の大きな指針となるだろう。(し)



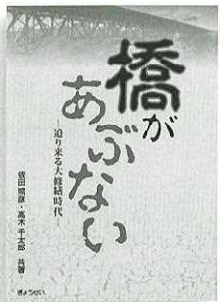
地質リスク学会/(社) 全国地質調査業協会連合会 共編
(株) オーム社 発行
3,675円

『橋があぶない』
迫り来る大修繕時代

橋の寿命は建設後五〇年といわれているが、全国約一五万橋のうち、五年後に約二〇%、一〇年後に約四七%が対象となる。高度成長期に架けられた橋が耐用年数を迎えているのだ。

それに加えて、「コンクリートから人へ」の号令のもと、近年の公共事業費の削減により、維持・管理費もままならず、このままでは確実に橋が落ちる。特に市町村管理の橋はいつ落ちてもおかしくない状況だという。

橋梁技術の第一人者である著者は、必要な点検・管理をすれば寿命を延ばすことができる。何があつてから対応する「治療保全」から「予防保全」にすることで、一〇〇年でも二〇〇年でも橋の寿命を延ばすことができる。落ちてからでは取り返しがつかない。今しなければならぬことは何か。国民全体で考えなければいけない時期が来ている。



依田照彦/高木千太郎 共著
(株) ぎょうせい 発行
1,500円

今回は東京の奥座敷
奥多摩です。出かけた
11月は紅葉も盛り。
御嶽馬から軍火田馬まで
2区間を多摩川沿いに
歩いてみました

水辺ウォーキング

Vol. ② 「奥多摩 御嶽～軍畑」

東京都青梅市 イラスト/ヨシダケン



無料で酒蔵
見学ができる。
1日4回。
月曜日定休日
☎0428(78)
8210

シ澤乃井園で
販売している
小澤酒造の
純米吟醸
「蒼天(1750円)は
口当たりスッキリ。
冷やで飲みたいお酒。
AM 10:00 ~ PM 5:00 月曜日定休日

「ままごとの屋」のうらが
遊歩道になっている

御嶽馬から徒歩5分。
多摩川を見下ろすそば&カフェ
「茶楽」がある。1日限定20食の
そば膳(1500円)は平日の予約に
限りコーヒー又は和茶のドリンク
サービスがある。AM 11:30 ~ PM
5:00。月曜日定休日
☎0428(78)7254

編集後記 今日、公共=行政という構図は大きな転換期を迎えており、行政だけでは対応しきれない地域課題の解決に向けて、市民社会の側から公共性をつくりだす動きが活発化している。全国で多様な展開を見せているNPOや市民参加によるまちづくりなどはその証左である。そういう意味で、地方分権の流れとも呼応するが、新しい公共とは、日本全体を一つのユニットとする公共性ではなく、身近な地域をユニットとしてボトムアップしていくものと言えよう。そして、新しい公共を実現するためには、人と人とが民主的なコミュニケーションでつながる、より成熟したコミュニティづくりが重要であると考えます。今回の特集ではこの点に踏み込めなかったが、地域社会のつながりが薄れる中、改めてこのテーマを問うてみたい。(t)

ホームページリニューアルのお知らせ

<http://www.jctc.jp>



当センターでは、より見やすく、必要な情報を探しやすいホームページづくりを心がけ、このほど全面リニューアルいたしました。新ホームページでは、トップページのアドレスは変わりませんが、その他のページアドレスが変わりましたので、各ページにブックマークもしくはお気に入り等の登録をされている方は、新アドレスへの変更をお願いいたします。

今後とも、内容の充実を図り、きめ細かな情報をタイムリーに発信してまいります。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

国づくりの研修

KUNIZUKURI TO KENSHU

平成23年2月20日発行◎

編集 『国づくりと研修』編集小委員会
東京都小平市喜平町2-1-2
〒187-8540 TEL042(300)2488
発行 財団法人全国建設研修センター
東京都小平市喜平町2-1-2
〒187-8540 TEL042(321)1634
印刷 図書印刷株式会社

今号の表紙スケッチ

【源兵衛川】 静岡県三島市

富士山を間近に望む三島市は、楽寿園や白滝公園、菰池など、溶岩を通した富士の雪解け水が湧き出し、そこから流れ出る幾筋もの川が町を流れ、昔から水の都と呼ばれてきた。三島駅前の楽寿園にある小浜池から流れ出る源兵衛川は、かつて清流のシンボルであったが、高度成長期に湧水が減り、生活雑排水やゴミにより、水辺の環境が著しく悪化した。そうした中、ふるさとの原風景を取り戻そうと、市民が立ち上がり、行政や企業と協働して、美しい水辺を取り戻す活動が始められた。従来の行政が計画した案に住民の声を反映させる市民参加とは一線を画す、市民・企業・行政が一体となって役割分担を決め、実現に向け、各々が困難を乗り越え努力する新しいかたちの公共事業であった。

川や水辺の清掃などの環境改善事業にはじまり、小浜池から1.5km下流の中郷温水池まで遊歩道や水の苑公園など親水施設の整備と修景整備、絶滅したミシマバイカモ（梅花藻）やホタルの里の復元、古井戸や水神さんなどの地域の水文化の再生など、具体的な事業が次々と実現している。透き通った水の浅い川は子どもたちが裸足で水遊びができ、川の中にしつらえられた飛び石や八つ橋風の歩道は気持ちよく楽しい。川に面した家々の庭も裏ではなく、川から見ることを意識して手入れされている。市民がこの川を宝物のように大切にしているのがよくわかる。

(絵と文/安田泰幸 © YASUDA YASUYUKI)



水の苑緑地付近

川には緑の藻、岸辺の家々の庭にはさまざまな花々が石畳に咲いている。

Yasuyuki



温水橋付近

水が流れる自然の手に、冬は木の中を遊歩道が通る。

Yasuyuki



中郷温水池

池を一周する遊歩道からは富士山が眺められる。

Yasuyuki

国づくりの研修

KUNIZUKURI TO KENSHU